

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'92/7

JULY. 15. Wed No. 53



利根の河原に涼を告げる月見草

建産連の

SLOGAN
活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

労働安全について

清水 茂 三

今年も全国安全週間の時期になりました。

建設業における安全運動は、昭和8年7月に実施された第6回全国安全週間に、産業福利協会、日本鉱山協会のほか新たに日本土木建築請負業者連合会が主催者の一員に加わり土木建築業界の安全意識の高揚を図ったことに始まったといわれ、今年はその65回目であります。

「人命尊重」という崇高な基本理念のもと「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図る」ことを目的として、一度の中断もなく続けられ安全活動の象徴的運動として職場に定着してきたことは、誠に意義深いことであります。

当協会は、昭和39年の第46回通常国会において成立した「労働災害防止団体等に関する法律」に基づき、昭和39年9月1日に設立されました。

建設業における労働災害は、減少傾向にあるものの全産業に占める割合は、4割強といぜんとして災害多発産業の域を出ません。

このような状況から、当協会の労働災害防止運動は、「人命尊重」の理念のもと、「三大災害（墜落・重機・土砂崩壊）絶滅運動・安全施工サイクル運動及び安全衛生教育推進運動を三つの大きな柱として労働災害防止活動を積極的に推進しているところです。

協会設立当時の労働災害の件数を100とすると現在は半減の50であり、「人命尊重」の理念が根づいてきたとともに安全の重要性があらためて認識されてきた結果と考えられます。

しかし、これで充分というわけにはいきません。まだまだ労働災害は発生しています。

昨年3月広島市において橋桁が落下し、一般住民を含む重大災害が発生しマスコミが大々的に取り上げたところです。また、本年に入り、厚木市において、型わく支保工等の崩壊による重大災害が発生しましたことは、皆様すでにご承知のことと存じます。

このような災害が報道されますと建設業全体のイメージがそこなわれることになりかねません。

県内建設業においては、以上のような大きな災害が発生していませんが、類似の災害は発生しています。他山の石として受けとめ、心したいと考えています。

労働災害は、全社をあげて、それぞれの職務に応じて定められている労働安全衛生法のルールを守ることによって防止できるものと確信しています。

会員の皆様、安全で働きやすい職場の確保にご留意いただきますとともに、建設業には労働災害のない安全な職場だと胸をはって主張出来る時がくるよう、ご尽力をお願い致します。

(筆者は建設業労働災害防止協会埼玉支部支部長)

建設産業における

4週6休制の推進について

国民一人ひとりが真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、国民生活の基盤となる良質な社会資本整備を進めるとともに、人々がゆとりをもって自分自身の生活を楽しむための十分な自由時間を確保できるよう、労働時間の短縮を進めることが重要となっている。もとより、社会資本整備の担い手である建設業従事者についても例外ではない。一方、わが国が社会資本整備をはじめとする質の高いストックを円滑に形成・蓄積していくためには、これを支える建設業において、業界の将来を支える意欲に満ちた若年者を確保していくことが不可欠である。こうした観点からも、若者が重視する自由時間の確保を週休2日制の導入を通じていくことが重要である。こうした現実面を背景に建設省及び建設生産システム合理化推進協議会は、来年4月1日の改正労働基準法（法定労働時間週44時間制）施行に先立ち、今年の4月から第2、第4土曜日及び日曜日の現場閉鎖を含む4週6休制の導入を図るための申し合わせを行うとともに、所要の条件整備のための申し合わせを行った。当建産連もこれら中央の申し合わせを踏まえ、従来からの4週6休制を再確認するとともに現場閉鎖に向け協力で合意した。以下、中央での4週6休制の推進に対する申し合わせ事項とともに、「なぜ労働時間短縮が必要か」を考えることにした。（W）

建設産業における生産システム合理化を推進するための中央組織である建設生産システム合理化推進協議会（以下「協議会という。」）は、建設業における労働時間を短縮し、建設労働者の雇用労働条件の改善を推進するため、平成4年4月から、工事現場を含め、少なくとも4週6休制の導入を図ることとし、週休の基準日として週休日をはじめ、必要な事項を、次のとおり申し合わせた。

記

1. 週休日

週休日は、平成4年4月から全日曜日ならびに各月の第2及び第4土曜日とする。

なお、積雪寒冷地域及び風浪地域において、これらの措置を講ずることが困難な場合においては、当該地域における総合工事業者及び専門工事業者が協議し、地域事情に即応した週休日を設定することにより、年間を通じて4週6休制に相当する休日数をあらかじめ確保すること。

2. 工事現場の閉鎖

記1の休日（積雪寒冷地域及び風浪地域において設定された週休日を含む。以下同じ。）においては、工事現場を閉鎖する等により、全ての工事を休止するものとする。

3. 総合工事業者において講ずべき条件整備

記1及び2の実施に伴い、総合工事業者は次の措置を講ずるものとする。

(1) 工事の機械化、工場生産化等を推進するとともに工程の合理化、効率化等を図ることにより、生産性を高め、工事の施工期間の延伸とコストの増高を出来る限り抑えること。

(2) 工事の受注にあたっては、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に充分配慮しつつ、記1の休日を前提とした施工可能な工期を確保するとともに、見積りを適正に行い、受注すること。

(3) 工事の発注にあたっては、当該工事の作業特性を踏まえ、着工準備期間、検査・試運転

期間、悪天候による不稼働日等に充分配慮しつつ、記1の休日を前提として専門工事業者が施工可能な工期及び請負金額を確保すること。

(4) 工事の発注にあたっては、関係専門工事業者に対し、全体及び業種毎の工期、工程を説明し、記1の休日の確保に関して協議する場を設けること。

(5) 工事着工後において工事計画に変更を生ずることのないよう、正確な工事計画を策定するとともに、これに基づき、的確な工程管理を実施すること。また、悪天候による不稼働日の予期せざる増加等により、止むを得ず工期の遵守が困難となった場合には、関係専門工事業者に対し、工期等について適切な契約変更を行うとともに、必要に応じ、全体工期等について同様の契約変更に努めること。

(6) 工事の発注にあたっては、専門工事業者の施工能力等を踏まえ、専門工事業者の休日の確保に支障をきたすことのないように努めること。

(7) 専門工事業者の労働時間短縮の状況等を的確に評価し、受注業者の選定に反映させること。

(8) 記1の休日については、就業規則等に明示するとともに、現場責任者等へ本申し合わせ事項の趣旨の徹底を図り、関係専門工事業者との協力体制の強化等、現場における推進体制を整備すること。

4. 専門工事業者において講ずべき条件整備

記1及び2の実施に伴い、専門工事業者は次の措置を講ずるものとする。

(1) 自ら使用する労働者について、従前の収入の水準を確保するとともに、その業務実態を勘案し、賃金形態の改善を図る等、収入・雇用の安定化に努めること。

(2) 作業効率、作業密度の向上を図るとともに、工事の機械化、工場生産化等を推進することにより、生産性を高め、工事の施工期間の延伸とコストの増高を出来る限り抑えること。

(3) 工事の受注にあたっては、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に充分配慮しつつ、記1の休日を前提とした施工可能な工期を確保するとともに、見積りを適正に行い、受注すること。

(4) 工事の受注にあたっては、記3(4)の協議の場に参画し、自ら分担する工事の工期、工程について、全体工事計画との関係において、十分な調整を図ること。

(5) 工事の施工にあたっては、自らの工程についての的確な管理を行い、工期を遵守すること。また、悪天候による不稼働日の予期せざる増加等により、止むを得ず工期の遵守が困難となった場合には、関係総合工事業者に対し、工期等について適切な契約変更を求めること。

(6) 記1の休日については就業規則等に明示するとともに、現場責任者等へ本申し合わせ事項の趣旨の徹底を図り、関係総合工事業者との協力体制の強化等、現場における推進体制を整備すること。

5. 実施体制

構成団体は記1から4までの申し合わせ事項を踏まえ、次の措置を講ずるものとする。

(1) 記1から4までの事項について、可能なものから速やかに実施に向けて団体としての申し合わせ等を行うこと。また、休日カレンダーを作成、配布する等により、当該申し合わせ等を傘下会員に周知徹底すること。

(2) (1)の申し合わせ事項等について、マスコミ等を通じ公表するとともに、各種の機会をとらえ、発注者、設計者等を含めた国民各階層に対する積極的なPRに努めること。

(3) 中央及び地方組織において4週6休制推進体制を整備するとともに、地方建設生産システム合理化推進協議会等を通じ他団体との密接な連携を図りつつ、実施状況を的確に把握し、必要に応じ協力要請を行う等、適切な指導を行うこと。

(4) 週休2日制の実施状況について、定期(年

1 回程度)に調査を行い、その結果を協議会に報告すること。

(5) 協議会は(4)の報告を踏まえ、必要に応じ、本申し合わせの見直しの検討を行うこと。

6. その他

本申し合わせに基づく4週6休制の推進に当たっては、資材業者等関係事業者の事業活動に支障をきたすことのないよう十分配慮するものとする。

なぜ労働時間短縮は必要か

ここにきて「なぜ労働時間短縮が必要か」というと、その原因はいろいろありますが、端的にいうと2つあげられます。

その第1は、労働基準法の改正であります。

平成3年4月1日から建設業の法定労働時間が「週48時間から46時間」に短縮されました。この週46時間は4週5休制に相当します。なお、常時301人以上の労働者を使用する事業場は、「週46時間から44時間」に短縮されました。この週44時間は4週6休制に相当します。

さらに平成5年4月1日からは、法定労働時間が「週46時間から44時間」に短縮されます。つまり、すべての建設業について、法定労働時間が週44時間となります。

以上のことは、「就業規則」に明確に定め、従業員に周知することが必要となっています。

第2は、労働時間短縮は、建設業の構造改善のカナメであり、若年者確保にも欠くことのできない要素であります。

わが国の人口は次第に増加率が減少し、平成25年(2013年)をピークにして減少に転じる中で、幼少年年齢層の減少と高年齢層の増加が進むことが見込まれ(下表参照)、労働力不足時代の到来という厳しい予測がされています。

建設業の年齢別就業者数の推移をみますと、昭和55年(1980年)をピークに29歳以下の若年層が年々減少する一方で、55歳以上の高齢層が年々増加しており、この傾向は今後さらに進展するものと考えられています。

こうした情勢の中、特に心すべきことは「若者の意識の変化」であります。収入と自由時間の関係、仕事の密度と労働時間の関係等の調査結果で明かにされていますが、中でも「休日」を重視する度が高まっていることに注目されるのであります。

一つの例として、就職先を決定するに際して、週休2日制という条件を重視するかどうかをみると、別表のとおりいずれの学歴においても

年齢別人口の見通し

	~14歳	15~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上
昭和45年	24.0	50.8	10.3	7.8	7.1
“50年	24.3	48.0	11.8	8.0	7.9
“55年	23.6	45.7	13.0	8.6	9.1
“60年	21.5	44.6	13.4	10.3	10.3
平成2年	18.2	44.2	13.9	11.7	12.0
“7年	16.0	41.7	15.5	12.3	14.5
“12年	15.2	39.8	15.2	12.9	16.9
“37年	14.6	32.8	14.4	12.8	25.4

資料出所：厚生省人口問題研究所(平成3年6月推計)

「重視」する者が8割程度を占めており、新規定学卒者が就職先を決定するに当たり、週休2日制かどうかという条件をかなり重視していることがわかります。

労働時間短縮は国際的課題

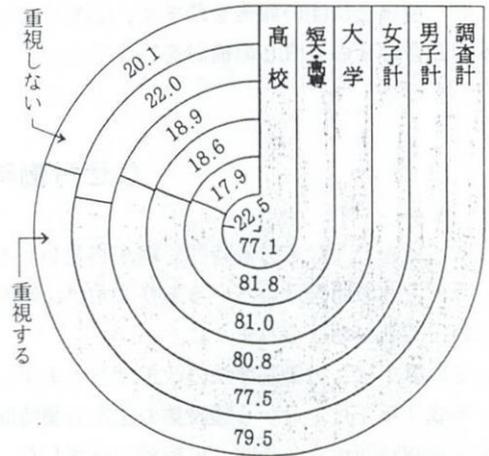
労働時間短縮は、近年の社会全体の動向でもあり、労働条件改善の重要な方策であります。建設産業の健全な発展のためにも不可欠であり、国の方針である週40時間、年間総労働時間1,800時間の実現に向けて一層の努力が求められています。

労働時間の長さを国際比較（製造業、生産労働者について）すると、下表で示すとおり、先進国といわれる国々の中で、年間総労働時間が2,000時間を超えるのは日本だけです。

労働時間短縮は国際的課題とされるのも、こうした現実から生じたことにはかなりません。

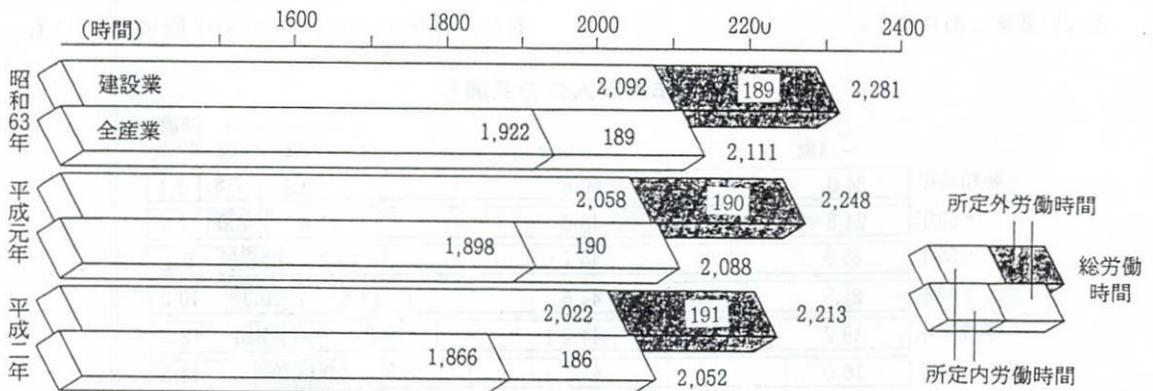
建設産業における労働時間短縮の取り組みには、現実問題として大変難しい要因を抱えています。避けて通れないことも事実であります。

就職決定に週休2日制を重視するか（単位：％）



全国の各業者団体では、“時短”のためにいろいろ工夫し、地域に即した対応事例が労働省や建設省の調査の中で示されていますが、結果的には、従業員に労働時間は有効に活用しないといけないという認識がゆきわたり、効率的な作業するための努力が払われるようになったということが調査で明かにされています。

建設業の労働時間の現状



資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」

「出稼労働者対策要綱」について

—— 適正な労働条件の確保へ ——

労働省は、近年社会情勢の変化に伴い、労働者なかんずく出稼労働者の就労形態の変化や高齢化の進行と相俟って就労態様が変わり適正な労働条件の確保の必要性を認め、このほど「出稼労働者対策要綱」を策定し、労働条件改善の指針として示した。以下、主文を列記して参考に供することにした。

(W)

出稼労働者対策要綱

1. 出稼労働者をめぐる問題

わが国における出稼労働者数は、昭和47年をピークに全体としては年々減少傾向にあるが、その状況は地域により差異が見られる。

また、近年においては、産業構造の転換の進展に伴う需要地における雇用をめぐる環境の変化とともに、企業立地の進展等による農山村地域の就業構造の変化が進行しており、加えて東北地方を中心に出稼労働者の高年齢化も進みつつある。

今後の出稼労働は、①生産性の高い農業経営の展開、②農山村地域における地場産業の振興と企業誘致の進展、③都市と農山村地域を結ぶ交通体系の整備、④産業構造の高度化に伴う労働力需給の変化、⑤景気変動の動向及び⑥生活意識の変化等により影響を受けるものと考えられ、今後は出稼労働者の高年齢化による出稼就労からの引退の反面で、都市との賃金格差や山村へき地等雇用機会が不足している地域における非農家を含む世帯からの専門的出稼労働者の増大等が考えられ、当面、出稼労働者の急激な減少を見通すことは困難となっている。

出稼就労をめぐる問題としては、出稼労働者の高年齢化並びにその所持する技能の不足等によるミスマッチの増大に加え、留守家族問題も依然として存在している。

また、出稼労働者の労働条件面についてみる

と、労働災害の発生、労働条件の不明確によるトラブルの発生、寄宿舎基準の遵守等の問題が残されているほか、近年においては、労働時間の短縮、健康の確保、出稼先での住環境の整備その他労働福祉面の向上を図ることが必要となってきている。

2. 出稼労働者対策の基本方針

出稼労働者対策においては、まず第一に、出稼をしなくても安定した生活が確保できるよう、地元における良質な就業機会の確保を図ることが重要である。そのためには、出稼労働者の送地域における交通体系の整備、地場産業の振興、企業誘致の促進等の施策と連携を図りつつ、地域における雇用環境の改善を図るなど地域雇用対策の推進により、出稼労働者の地元常用就労の促進を図っていくこととする。

しかしながら、出稼労働を速やかに解消するための送地域の経済的社会的基盤の形成はいまだ十分な状況にはなく、これらの地域では、相当数の人々が安定的な生活を確保する手段として出稼就労に依存している状況にある。

このため、これら地域の出稼労働者の安定的な就労と福祉の促進を図ることを通じて、送地域、送入地域の経済的社会的基盤を支えるとともに、需要地域の経済活動に寄与することを目的として、送地域及び受入地域の両面にわたる施策を展開することとし、出稼労働者の送・受入、援護対策及び職業紹介の一層の充実に努める。ま

た、出稼労働者の就労先における安全衛生と労働条件の確保を図ることが不可欠であることから、この面についても送出地域における就労準備段階での指導援助及び受入地域における労働環境の整備を図ることとする。

3. 出稼労働者対策の対象等

(1) 対策の対象

出稼労働者対策の対象となる出稼労働者とは、1カ月以上1年未満居住地を離れて他に雇用されて就労する者であって、その就労期間経過後は、居住地に帰る者とする。

(2) 対策の実施主体

出稼労働をめぐる問題は、受入地域での出稼労働者の雇用・就労の問題であると同時に、送出地域の住民福祉と関連した地域社会の問題でもある。

したがって、出稼労働者対策を推進するに当たっては、国の関係機関相互においてはもとより、国、都道府県、市町村及び関係団体等が密接に連携協力し、それぞれの行う諸対策を相互に補完することによって、その円滑かつ効果的な実施を確保するものとする。

また、上記諸対策の実施に当たっては、農業関係団体、受入事業主団体等の積極的な協力を求めるものとする。

4. 出稼労働者対策の内容

出稼労働者に対する対策は、地元就労の促進対策、安定した出稼就労を確保するための対策、就労先における労働条件の確保対策及び就労上の問題に対処するための援護対策とする。

(1) 地元就労の促進対策

出稼労働者が多数居住する地域の多くは、雇用機会が不足している地域となっているため、地域雇用開発等促進法の助成措置等を効果的に活用し、地元就労を希望する出稼労働者の常用就職を促進する。

農業等からの転職を希望しつつ出稼就労を行っている者については、農業者転職相談員によ

る相談・援助活動に努めるとともに、公共職業安定所による個別求人開拓の実施等により、地元企業及び農村地域工業等導入促進法等による導入企業への就職を促進する。

また、地元就職希望者の就職促進に資するため、技能講習の充実や公共職業訓練の利用促進に努める。

(2) 安定した出稼就労を確保するための対策

イ 送出国対策

出稼労働者の安定した就労を確保するため、送出国における関係機関等による送出国体制を整備するとともに、公共職業安定所の紹介により就労すること等適正な就労経路の確保を図る。

また、安全講習会の開催等安全就労のための措置を講ずる。

ロ 受入国対策

出稼労働者の安定した就労を確保するため、受入国における関係機関及び事業主による受入体制を整備する。

ハ 職業紹介の充実

出稼労働者の職業紹介に係る取扱いを定め、これに基づいて職業紹介の充実を図ることとする。

出稼労働者の職業紹介を円滑に遂行するため、地元を離れて就労する出稼労働者の特殊性に鑑み、賃金、労働時間その他の労働条件について、必要な場合には事業主に対して助言指導するものとする。

(3) 就労先における労働条件の確保対策

出稼労働者の就業先での労働災害の発生や労働条件上のトラブル発生を事前に防止するため、送出国においては安全講習会等を通じて必要な知識の付与に努めるほか、受入国においては就業先における安全衛生と労働条件の確保等を図るため、次の点を重点に事業者等に対する的確な指導を行う。

イ 労働条件の明示

出稼労働者の雇入れに際しては、賃金、労働時間その他の労働条件の明示を徹底

するように指導する。

なお、労働条件の明示に際しては、「雇入通知書」の交付又は出稼労働者手帳への記帳によりこれを行うよう、関係事業主を指導する。

ロ 賃金支払の確保

出稼労働者に対する賃金の支払が確保されるよう、引き続き適正な賃金支払の確保について指導を行うとともに、万一賃金不払事案を把握した場合には、優先的かつ迅速な処理を行い、その早期解決に努める。

ハ 労働時間の適正管理

出稼労働者について、法定労働時間の遵守、違法な時間外労働の排除及び週休日の確保が図られるよう、関係事業主に対する指導等に努める。

また、一定期間就労する出稼労働者に対しては有給休暇が付与されるよう関係業界及び事業主等に対して指導に努める。

ニ 労働災害の防止

出稼労働者の労働災害を防止するため、雇入れ時の安全衛生教育の実施、就業制限業務に従事する者の資格の取得及びその他危害防止上必要な措置を重点として、監督指導の実施等の確な労働災害の防止対策を推進する。

ホ 健康の確保

出稼労働者の健康を確保するため、必要に応じた就労前・雇入時の健康診断の受診及び健診結果に基づく就労上の配慮が図られ、関係事業主に対して出稼労働者に着目した的確な健康管理対策が講じられるよう指導する。

ヘ 建設業附属寄宿舍の安全衛生の確保

建設業附属寄宿舍については、各種寄宿舍基準の履行確保を期するとともに、出稼労働者の生活の場として十分に安んじ得る住環境が整備されるよう指導に努める。

ト 迅速かつ適正な労災保険の給付

出稼労働者が労働災害等に被災した場合には、当該被災労働者又はその遺族の請求に基づき迅速かつ適正な労災保険給付の支給に努める。

(4) 就労上の問題に対処するための援護対策

イ 都道府県の出稼労働者援護事業に対する支援

都道府県が実施する出稼労働者援護事業に要する経費の一部を国が補助することにより、これら都道府県の行う地域相談活動、就労前の健康診断、技能講習、就労地における相談活動等の充実を図る。また、都道府県及び職業安定機関は、同援護事業の効果的推進のため連携協力に努める。

ロ 雇用促進センター等との連携協力

職業安定機関は、雇用促進事業団雇用促進センターが実施する相談援護業務の円滑な運営を推進するために、同センターとの連携協力に努める。

また、主要受入地に設置している出稼労働者福祉センターの積極的な利用を促進し、出稼労働者の福祉の向上を図る。



埼玉県建設産業構造改善推進協議会発足 業界活動支援体制を確立

県は、6月1日、伊奈町の県民活動総合センターにおいて、「埼玉県建設産業構造改善推進協議会」の初会合を開き、同協議会設置要綱に基づき会長に石田県土木部長、副会長に金子県住宅都市部長、斎藤埼玉建産連会長の両者をそれぞれ選出、所期の目的に向け事業を推進することになった。

このたび、新発足の本協議会は、本年三月、建設省が策定した「第二次・構造改善推進プログラム」の本県における中核的推進機関とし、県主導のもとに設置されたもので、その構成は、県、市、業界団体、関係機関から選出の24名の委員（後記参照）からなり、事務局は県土木建設管理課に置かれる。

本協議会の役割は、建設産業に携わる個々の企業又は業界団体が自主的に構造改善のための活動ないし事業を推進することを前提に、行政の面から支援を必要とする施策等を協議する場であり、同協議会設置要綱に次のごとく謳っている。

○本協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 構造改善の推進に係る情報の交換に関すること。
- (2) 構造改善の推進に係る関係機関との連携に関すること。
- (3) その他構造改善の推進に必要な事項。

なお、会議の冒頭挨拶に立った石田県土木部長は、「平成元年3月、第一次・構造改善推進プログラムが策定され、建設産業の構造改善の行動計画が示されてから平成3年度までの3年にわたり諸施策が推進されてきたが、この間、所期の目的が十分達成されたとはいえなかった。しかも取り巻く情勢の変化等により新たな課題



▲挨拶の石田県土木部長

協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

埼玉県・石田真一土木部長、木内喜久夫建設管理監、竹内直志土木総務課長、斎藤義三建設管理課長、松岡洋吉浦和土木事務所長、金子正義住宅都市部長、石岡美津雄住宅総務課長、藤澤達雄労働部職業安定課長、渡邊修一郎教育局指導第二課長、開根幹雄工業高校校長会会長（川越工業高校校長）。岡村明彦浦和市建設部長、真仁田良作川越市建設部長、関根善蔵熊谷市建設部長、中村靖男越谷市建設部長。桑原昭典埼玉労働基準局監督課長、伊藤武埼玉雇用促進センター所長。斎藤裕埼玉建産連会長、島村治作建設業協会会長、岡村喜一電業協会会長、松本孔志造園業協会会長、今泉康次空調衛生設備協会会長、藤村光男建設生産システム合理化推進協議会会長、武井清若年建設従事者入転促進協議会会長、岩堀徳太郎雇用改善推進委員会会長。

を生ずるに至った。ここにおいて建設省は新たに第二次・構造改善推進プログラムを策定し、建設産業をめぐる環境の変化に即応する施策体系を示し、引き続き関係機関との連携のもとに、重点的かつ計画的な構造改善の一層の推進を図

ることを求めてきた。県としては、この第二次・構造改善推進プログラム策定の趣旨を理解し、効果的な施策を推進するため関係機関、業界団体で構成する埼玉県建設産業構造改善推進協議

会を設置、この協議会の場を通じ建設産業の構造改善の推進を図って参りたい——と設置の趣旨を述べ、列席委員の理解を求めた。

(写真は、会議場風景)

“建設産業構造改善推進の集い”開催 広く意識の高揚を図る

6月1日の午後1時から、伊奈町の県民活動総合センター3階セミナーホールにおいて、県土木部主催による「建設産業構造改善推進の集い」が、県、市町村、業界関係者200余名を迎え盛大に開催された。

この集いは、建設産業構造改善推進週間の行事の一環として開かれたもので、これは第一次・建設産業構造改善推進プログラムの策定を契機に関係当事者の意識の高揚を図るとともに、同プログラムに示した“人を大切にする建設産業を目指す”という理念をアピールすることを目的としたものである。

開会の冒頭石田県土木部長は、平成元年3月策定の第一次・建設産業構造改善推進プログラムの実施状況を踏まえつつ、建設産業の構造改善をより確かなものとするためこの3月、第二次・建設産業構造改善推進プログラムが策定された経緯を述べ、建設産業が将来にわたり国民のニーズに的確に応え、より良質な建設生産物を提供し、活力と魅力に溢れた産業として発展していくため、構造改善事業のなお一層の推進が必要であるとしたうえ、当面の課題として建設労働災害の防止、業界倫理の一層の確立を強く訴えた。



また、斎藤埼玉建産連会長は、建設産業は住宅をはじめ産業基盤、社会資本の整備の担い手としての重責を担っているが、3Kで象徴される如く労働者の雇用環境は極めて厳しいものがあり、その改善が急務となっている現状を述べ、その対策として「時短」をはじめ四週六休制の完全実施等雇用条件の改善に鋭意取り組んでいることを明かにし、そのため特に行政側に対し適正工期、適正積算による工事発注を要請し、格別な配慮を求めた。

なお、この集いに出席された建設省の小野邦久官房審議官（建設業担当）は、「最近の建設産業をめぐる諸問題」と題し、バブル経済崩壊後の建設業の実態、政府の施策等を述べ、さらに建設省がとった諸制度の改善策等一連の建設業者対策について説明があった。

行田南部工業団地造成事業の概要

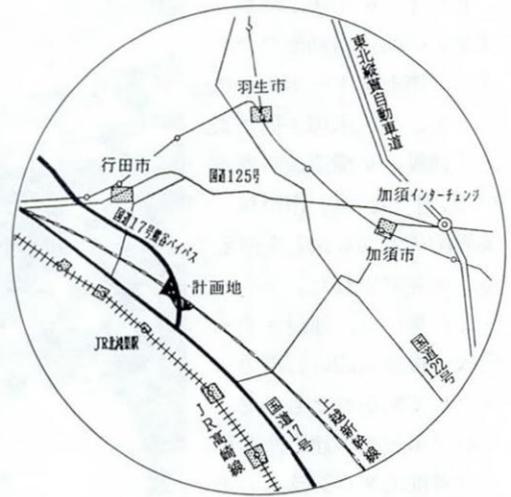
県企業局は、新規土地開発整備事業として行田南部工業団地造成事業を計画した。この事業は、平成4年度を起点時に6ヶ年継続事業で実施されるもので、総事業費240億円を見込んでいる。平成4年度から用地買収を進め、平成9年度分譲開始をメドに一連の造成工事を進めることになっている。

行田南部工業団地造成事業は、県の施策であるテクノグリーン構想の下に設定の利根地区テクノグリーンエリア（行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原村、大利根町、栗橋町の7市町村）における工業系開発の拠点として、既に造成工事を進めている加須下高柳工業団地（平成2年度着手）及び騎西鴻荃工業団地（平成3年度着手）とともに、地域開発拠点整備の一環として計画されたものである。

計画地は、行田市大字野地内の43.4haで、東京都心から60km圏内に位置し、国道17号バイパスと上越新幹線とのクロス地点（バイパス起点地鴻巣市箕田地内から北進約500m）、全域が平坦な田、畑の田園地帯である。

事業概要

- 施工面積 = 43.4 ha
- 事業期間 = 平成4年度～9年度（6ヶ年継続事業）
- 総事業費 = 242億4,200万円
- 分譲予定面積 = 27.6 ha
- 分譲予定年度 = 平成9年度



土地利用並びに公共施設等計画は、次のとおりである。

- 土地利用区分
 - 総面積 68,000㎡
 - 公園 2ヶ所
 - 緑地 幅10m～20m
- 導入業種

種 別	面 積 (ha)	構成比 (%)	備 考	
分 譲 用 地	27.6	63.6		
公 共 用 地	道 路	3.8	8.8	
	公 園	1.7	3.9	2ヶ所
	緑 地	5.1	11.8	
	水 路	2.1	4.8	
	調 整 池	3.0	6.9	2ヶ所
	公益施設用地	0.1	0.2	送電線鉄塔、揚水機場
小 計	15.8	36.4		
合 計	43.4	100.0		

公害発生のおそれのない非用水型企業を中心にした次の業種

- 化学系、金属関係、一般機械、電気機械、精密機械、その他
- 道路計画

幹線道路 幅員16m

補助幹線道路 幅員12m

区画道路 幅員10m

- 給・排水計画

(1)給水 行田市上水道から供給

(2)排水 雨水は調整池で調整したのち、千間堀悪水路へ放流。汚水は域内に立地企業が自社処理したのち、行田下水道へ排水。

(3)調整池 域内に2ヶ所設置（調整池容量は約46,000 m³）

- 公園・緑地計画

複合土地利用型道路建設モデル事業

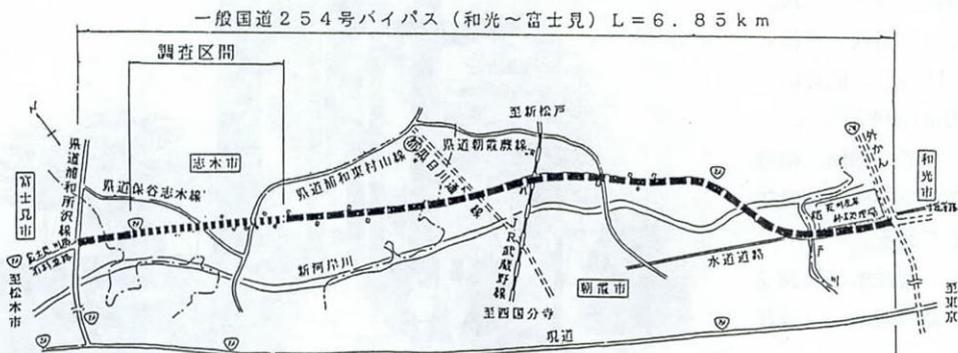
沿線開発等の相乗効果を狙う

用地難は、公共事業を遂行する上で大きな障害となっている。本県土木部は先に国が策定した立体道路制度を新たに計画の一般国道254号バイパスに導入、地下に道路、地上に住宅を建設するいわゆる「複合土地利用型道路」の建設を計画、本年度その実現に向け現況調査等に着手することとした。この複合土地利用型道路は、既に大阪市などで実現しており、本県内においても東京外郭環状道路（和光市地内）に本制度が活用され施工されているが、県独自の事業としてはこの計画が最初で、そのなりゆきが注目されている。

県土木部が複合土地利用型道路建設モデル事業として計画の対象地は、新たに計画の一般国

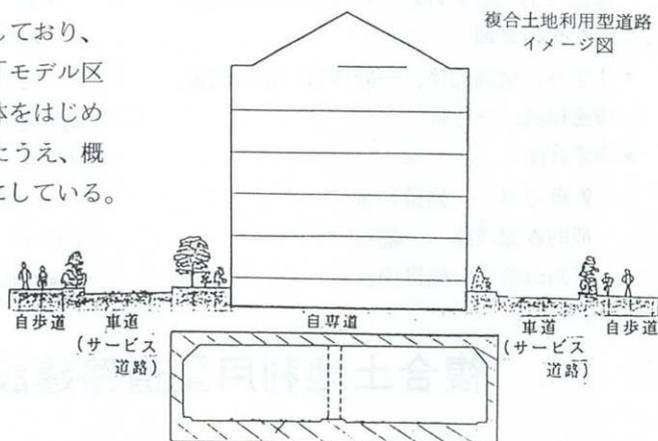
道254号和光・富士見バイパス（県道浦和所沢線との交差点から和光市内の東京外郭環状道路までの6.8km）の起点地富士見市南畑から県道浦和東村山線までの1.4kmを調査区間に設定、そのうちの志木市宗岡地内の概ね500mをモデル区間に、自動車専用部の空間を有効利用し、地下に道路、地上に住宅を建設、いわゆる複合土地利用型道路を形成しようとするものである（計画図等参照）。

この計画は、道路敷の立体化を図ることにより、用地難の緩和はもとより、周辺の土地利用や環境に配慮することによって事業の円滑化に期待できる一方、県道浦和所沢線の交通混雑の解消に寄与、さらには沿線の新しい街づくりへの気運の高まりなどの相乗効果が期待し得るも



のとみている。

この事業は、平成9年度を目途にしており、平成4年度はまず現況調査に着手、「モデル区間」を選定、これに併行して施行主体をはじめ全体計画を関係機関等と協議を行ったうえ、概略設計・環境影響調査等を行うことにしている。



日光街道杉並木景観整備モデル事業

この事業は、県土木部が本来道路が持つ機能とは別な観点に立って沿線整備を行い、「歩く人」に憩いと安らぎを与え、豊かさを実感できる道路として計画したモデル事業であって、その実施箇所は、県下で唯一のスケールの大きい並木道である一般国道407号の鶴ヶ島市、川越市、日高市にまたがる約3kmで、この間の「日光街道杉並木」の保存と併せて、この歴史的遺産を活用し、魅力ある遊歩道を上記3市の協力を得て景観整備を行うという事業である。

具体的な整備計画によると、施工延長2,640m、現況景観を踏まえ、次に示す3つの景観整備区にゾーン区分し、既存の植樹帯20m(両側10mづつ)を活用して、園路、植栽、休憩施設及び修景施設等の整備を図る。

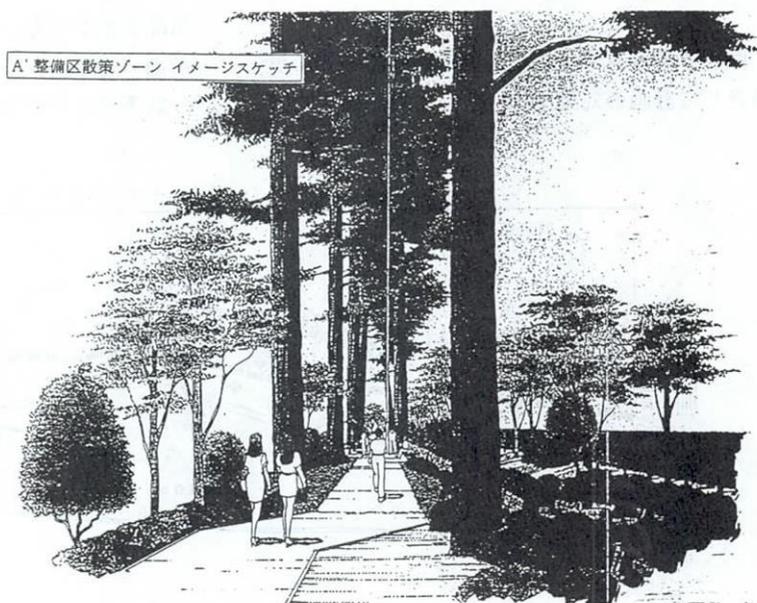
①杉の大径木の強調を図った景観整備区(延長240m)

②桜並木を活用した景

観整備区(延長1,460m)

③落葉樹の大径木を活用した景観整備区(延長940m)

この事業の事業期間は、平成4年度から6年度の3カ年継続で、初年度事業予算1億8,000万円計上、園路築造、植栽、休憩施設及び修景施設工事を施工(3市区間延長800m)することになる。



「ふれあいと生きがいのある生活都市」 づくりをめざして



富士見市長 萩原定次郎

はじめに

建産連の皆様におかれましては、日頃、相互の理解と協調のもとに活動指標の推進を図られ、もって県民福祉の向上と地方行政の進展に寄与されておりますことに対し、まずもって心から敬意を表する次第であります。富士見市は、ちょうど今年で市制施行20周年を迎えました。時代の移り変わりの中で、市と市民が力を合わせ、今日の姿を築いてまいった訳ではありますが、くしくも、この節目の年にこうして市政の一端を紹介させていただけますことは誠に意義あることと存じております。

さて、当市は県の東南部に位置して首都圏30キロにあり、人口9万6千人の住宅都市であります。20年前には農村地域であったこのまちが、この様な変貌を遂げようとは、当時はたして予想できたことでしょうか。

この発展は、その時代の社会情勢に合わせて最良の施策を選択し、最善の方法で積み上げてきた成果であります。とは申せ、将来の課題をなお的確につかんで一層適切な対応を図っていれば、もっと素晴らしいまちづくりができたかも知れません。

このことは、時代の背景や市民の意識こそ違え、21世紀を控えた現在の市政にも通じるものであり、むしろ、今の時代だからこそ、先のことをしっかりと見据える必要が求められる訳であります。

第3次基本構想

こうした中、当市は、行政の指針となる第3次基本構想を平成2年12月に決定し、平成3年度から21世紀を展望した新しいまちづくりをスタートいたしました。この計画は、平成12年を目標にしております。

【将来都市像】

目指すべき将来の都市の姿を「ふれあいと生きがいのある生活都市」と定めてあります。

【4つの都市像】

将来都市像を具体的に表わした目標を次の4点としています。

1 魅力と個性がひかる快適環境都市

《道路、下水、交通、水や緑の活用、災害対策など市民が快適な生活を送れるように環境整備を図ります》

☆市民会館やコミュニティ公園の整備、葬祭場の建設、区画整理や下水道の促進、駅前自転車対策や水害対策。



針ヶ谷区画整理地内

2. しあわせで生きがいのある健康福祉都市

《市民が安心した生活を送っていただくには健康が大切であり、健康づくりに努めながら高齢者、障害者、児童の福祉にも心がけ、しあわせで生きがいのある生活を送れるようにしていきます》

☆老人総合施設の建設、ガイドヘルパーの養成、障害者の就労対策やねたきり老人、単身老人への対策健康事業の推進



ホームヘルパーによる介護

3. 豊かな市民文化をはぐくむ創造する生涯学習都市

《これからは、余暇、生涯学習といったものが生活の大切な要素となることから、市民の文化、学習活動の場を設け、男女共同社会や青少年のための環境づくりにも力を入れていきます》

☆中央図書館の建設や水子貝塚公園の整備、小中学校の大規模改修、青少年・婦人対策



増設なったガーデンビーチ

4. 活気のある産業とふれあいにみちた交流都市

《市の発展のためには産業の振興が重要であり、活気ある産業を目指しながら、消費者、勤労者、福祉を充実させ、コミュニティも推進させます》

☆ほ場の整備、地域特産物の奨励や米の消費拡大、中小企業の安定対策や勤労者対策、地域集会所の建設



17番目の市立集会所

【土地利用の考え方】

19.70 ha という限られた地域の中で特性を活かして計画的な土地利用を図っていく必要があり、富士見市を大きく西部地域と東部地域に区分しています。

西部地域……新河岸川から西側の地域で東武東上線沿線に広がる市街化区域の都市的な土地利用を図る地域です。調整区域についても農業の調和を保って計画的な市街化を形成させます。

柳瀬川水辺都市ゾーン、健康福祉ゾーン、スポーツゾーン、シティゾーン、鶴瀬駅周辺、みずは台駅周辺、ふじみ野駅周辺の地区が拠点となっています。

東部地域……新河岸川から荒川に向かう東側の地域で自然環境を保全しながら農業的な土地利用を進めていきます。びん沼水辺ゾーン、荒川水辺都市ゾーン、教育ゾーンが拠点地区です。

おわりに

以上が、21世紀を展望したまちづくりを進めるうえで基本となる第3次基本構想の概要であります。その一部を紹介させていただきましたが、目標実現に向け、将来をしっかりと見定めて一層慎重に施策を選択し、市と市議会が連携して市民の協力のもとに着実に一歩ずつ歩んでまいり所存でございます。

今後とも、建産連の皆様と私ども自治体とが各々の分野に責任をもち、お互いの力を発揮しながら地域住民のしあわせと地方自治の進展のために努力してまいりたいと願っております。

シリーズ特集・「21世紀を展望した街づくり」(その48)

『自然と人間の共存するまち』

を目指して



児玉町長 小 柏 儀 一

児玉町は、都心から80km圏、埼玉県の西北端に位置する総面積 52.93 km² (東西 9.5 km、南北 12.5 km) の町で、南西部は 500 m 級の山が連なる山林丘陵地帯で、東北部はは場整備の済んだ水田と畑地帯が広がっており、町の中央を一級河川小山川が流下しているなど、緑多い自然に恵まれた町であります。

生活の基盤である道路交通網は、国道 254 号及び関越自動車道が走っています。

町は関越自動車道本庄児玉 I C や児玉工業団地の立地に伴い、民間の宅地造成等の開発もあり、ここ数年人口の増加が著しい状況であります。

いま、このような状況の中で、山あり川あり田園のある緑豊かな自然を大切に「自然と人間の共存するまち」をまちづくりの目標とした平成 4 年度を初年度とする今後の 10 年間の総合計画を住民とともに策定したところであります。策定のために実施した住民意識調査の結果、

住民は「よい自然環境の中でゆとりのある生活」を望んでいる状況であります。

そこで、まちづくりのための主要施策として次の施策を位置付けて展開してまいります。

主要施策

1. まちづくりを推進する規制誘導手法の導入
町の将来都市像である「自然と人間の共存するまち」づくりのため、その基本である土地利用の方向性を定めるための国土利用計画を策定するとともに、住みよい環境づくりのために、生け垣などの緑を多くすることや、町の特色ある景観づくりのため屋根に瓦のある統一された景観を生み出す等のとりきめを住民とともに考えて、開発に際してのガイドラインの導入を進めていきます。

2. 高齢者にやさしいまちづくり

児玉町の高齢者人口比率は、県や他の市町村

に比べ高く、平成13年には18.6%になると予想されます。このため今のうちから福祉のまちとして、特にお年寄りにやさしいまちづくりを進めていきます。公共施設については、お年寄りにとって使い易い施設づくりにも配慮してまいります。

3. 「桜の名所・こだま」づくり

児玉町には、雉岡城跡城山公園や間瀬湖など桜の名所があります。さらに今、河川の堤や林道沿線などに桜の植樹を推進しています。

全国に誇れる桜の名所・こだまとしてそのための施策を推進していきます。

4. 生涯学習・生涯スポーツのまちづくり

生涯学習の拠点として、総合文化施設を建設します。

増大する余暇時間のなかで、住民の文化・レクリエーション活動への関心が高まっているため、これらの活動の拠点施設として、文化会館、体育館、武道館などの施設を建設するとともに、その周囲を公園として整備します。

生涯スポーツの拠点として、総合運動公園を建設します。



町民憩いの場「間瀬湖」の展望



花房が見事な「骨波田の藤」
(児玉町宇高柳長泉寺境内)

運動施設

(多目的グラウンド、サブグラウンド、テニスコートなど)

フラワーパーク

(ショウブ、アヤメ、アジサイ、梅、桃、桜など)

5. 商業の振興と工業振興

魅力ある商業街区づくり

商業振興のため、買物用の歩道や植樹帯、駐車場等のスペースを確保し、まちづくり計画と合わせて、魅力ある商店街をつくります。

工業の振興

町の活性化のため、先端系産業などの優良企業の誘致を促進し、豊かな自然環境の中で、自然と融和させた工業団地の整備推進を図っていきます。

会員団体平成4年度事業計画概要

当該年度通常総会未了のため未確定
団体分は次号にて掲載いたします。

事業計画の視点

(社) 埼玉県建設業協会

減速傾向が強まりつつある日本経済の下、建設業界は厳しい環境が続くものと思われる。

こうした経営環境の中で、我々建設業界は、構造改善の諸施策について積極的に取り組み、業界が抱えている諸問題の解決に邁進していくことが肝要である。

まず、独占禁止法の遵守と暴力団の徹底排除などの業界倫理の確立は、引き続いて全会員が努力していく必要がある。

次に、業界がかねてより要望を続けているゼロ国債等の活用による施工の平準化は、計画的施工による労働力確保、安全対策等建設業経営の根幹に触れる重要問題であって、さらに、全ての市町村段階までにその実現を強く働きかけていかなければならない。

昨年1月に、全建は労働時間短縮の申し合わせを行ったが、これが推進とともに適正工期、適正積算の問題もさらに一段と強く要望していくべきものである。

また、人材確保対策のあり方については、全建から中間報告も出されたことであり、今後とも真剣に若年従事者の確保・育成に努めていかなければならない。

さらに、建設副産物有効利用と処分対策、労働災害の防止、新しい時代に対応する入札・契約制度への諸施策、技術開発と生産性の向上など、取り組むべき課題は山積しているが、これらの解決、前進に向かって、会の組織を挙げて総力を傾注して努力していくことが業界のイメージアップにもなるものと思われる。

事業計画の骨子

(社) 埼玉県電業協会

内需拡大の追い風を受け空前の建設ブームに沸いた建設業界も、「夏の時代」を過ぎ「冬の気配」を感じる近頃であります。

しかし、国の430兆円の公共投資、県の21世紀に向けた数々の大型プロジェクト事業も予定されております。このような時、電設業界におきましては、建設業全体の問題ともいわれる適正な積算や、工事の平準化、若年労働者の確保、時間短縮、特に週休2日制の実施など種々の問題の解決に迫られておるところであります。

平成4年度当協会といたしましては、会員各位協調のもと、問題解決に向けて行政機関等に対し協力を訴えると共に、自らは技術の向上、経営基盤の向上を図りながら、若者に魅力ある電設業の実現に努め、若年労働力確保対策を推進し、社会資本整備の担い手としての責務を新たに、次の事業に取り組んでいくことにした。

- 1 組織の拡大と支部活動の強化
- 2 優良従業員の表彰
- 3 労働安全衛生対策の推進と安全パトロールの実施
- 4 技術講習会の開催、各種の資格取得のための援助協力
- 5 新資材、技術の調査研究
- 6 若年労働者確保対策の推進
- 7 労働条件の改善の推進
- 8 構造改善事業の推進
- 9 業界のイメージアップ活動の推進
- 10 職業生涯モデル事業の推進
- 11 機関紙の定期発行

事業計画の骨子

(社)埼玉県空調衛生設備協会

建築設備も日進月歩で開発され、オートメーション空調衛生、省エネ・省資源活用、地球環境保護設備システムなどが取り入れられてきております。

これからさらにハイテク化されるであろう建築設備業界を担っていただかなければならない若年技術者の入職促進問題、建設システム合理化の推進など、まだ解決すべき多くの問題を抱えており、さらに内部的・外部的要因を整理し、ひとつひとつ解決に向けて鋭意邁進する考えです。

そして、時代が要請する「技術と経営に優れた企業の成長」をめざしつつ、従来にも増して居住環境の整備と社会福祉の向上に寄与する所存であります。

重点事業計画

1. 若年技術者の雇用の確保
1. 建築設備システムの研鑽とトータルエンジニアリングの確立
1. 公正な受注と分離発注の確保並びに建設生産システム合理化の推進
1. 適正な工期、工程の設定で、時短、休日・災害防止の確保
1. 平成5年・創立35周年・法人設立15周年記念誌の作成
1. 共益費検討委員会の設置

事業計画概要

埼玉県電気工事工業組合

S・E・Cセンター（訓練校）を軌道に乗せ技能向上に努力するとともに、福祉厚生面においては、国民年金基金（職能型）の加入促進に協力する。

事業計画

1. 未加入者の組合加入促進
2. 支部活動を更に活性化し啓蒙
3. 埼玉県委託事業の継続推進
4. S・E・Cセンターの運営充実を計り人材育成に努める。
5. 地中線GR付高圧負荷開閉器施工認定講習会への参加
6. 共同保守管理事業の継続推進
7. 組合青年部会への支援
8. 共同購買事業の継続
9. 機関誌・埼玉電工広報の発行、業界、工組の活動の周知を計る。
10. 積極的な求人、人材育成諸方策の研究推進
11. 福祉厚生事業の充実
12. 住宅電気工事センターの拡大運営

事業計画概要

埼玉県鉄構業協同組合

平成4年5月17日に栃木県鬼怒川グランドホテルにて第16回通常総会を開催し、平成4年度事業計画概要を承認した。

1. (社)全国鉄構工業連合会との連携強化
2. (社)埼玉県建設産業団体連合会との連携強化
3. 関連団体との情報交換
4. 組合事業委員会の活動計画
 - ① 総務委員会
組合執行部として組合の健全事業活動を統括する。
 - ② 財務委員会
組合財務、経理全般の管理運営に関する役務を行う。
 - ③ 市場委員会
組合共催事業全般に関する役務と物件報告制度を確立する。特に供給品の共同購入斡旋を図り、高速道路別納制度に関する事業を遂行する。

④ 技術委員会

組合員の技術向上に関する役務を行う。

(イ) 工場認定制度の周知徹底と技術力の向上を図る。

(ロ) 技術研修会、講習会を企画開催する。

(ハ) 品質検査制度（自主検査の実施強化）の推進に努める。

⑤ 労務委員会

(イ) 作業環境の整備促進を図り、労働安全化に万全を期す。

(ロ) 組合員従業員の福利、厚生を推進する。

(ハ) 労働時間の短縮及び週休2日制導入に向けての対応に努める。

(ニ) 労働安全に関する講習会を企画開催する。

⑥ 広報委員会

(イ) 組合活動の情報収集と提供及びPRに努める。

(ロ) 組合機関紙けやきの充実発展を図る。

⑦ 組合支部活動の活性化

県東、県西、県南、県北、県中央の5支部会の一層の活動推進により、きめ細かい組合全体活動の充実発展を図る。

⑧ 組合員の親睦、融和を図る。

要開発の促進

6. 時短ならびに長期休暇に関する調査研究

7. 労働災害防止に関する事項

8. 技能の向上に関する事項

9. 雇用改善推進事業普及と実施

事業計画

埼玉県建設大工工事業協会

バブル経済がはじかれ、その後遺症が我が国枠大工業にも影響を及ぼし、低迷している現状ではあるが、この状況を打破すべく、会員相互の親睦を計ると共に近代ビジョンの達成に研究、協力し寄与する所存である。

平成4年度の事業計画

1. 七日会、毎月7日に全会員が出席、業務上の協定促進、情報交換等の討議を行う。
2. 一、二級技能検定受験者の講習指導を行う
3. 労災防止の指導、訓練等の実施
4. 関係諸官庁、元請に対する請願を行う
5. 新資材の導入、調査研究を行い会員の発展に寄与する。
 - 中小企業を中心とする経営基礎の研究
 - 経営成績の向上の研究
 - 労働者諸問題の検討
6. 労災上乗せ保険・資材置場保険の実施
7. 会報の発行
8. 年2回会員、賛助会員の親睦会を行う
9. 新会員の勧誘・募集を行う

経営者後継問題の一端として青年部会を発足させ毎月1回集合し、日建大協全国各支部の青年部との連絡を取り、懇談会、他県現場の見学会、情報交換等を行って居ります。又雇用促進助成金の認定、申請も活用して居ります。

事業計画の骨子

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

重点施策

1. 総合仕上技術の開発と普及
2. 建設生産性の向上
3. 雇用改善と若年従業員の入職促進
4. 関連団体との連携強化

事業項目

1. 本部関係開催の諸事業への参加
2. 建産連関係開催の諸事業への参加
3. 改修工事施工管理指針に関する研究
4. 実行原価算出マニュアルの普及
5. 社会奉仕活動の推進と公共工事に対する需

事業計画概要

(社)埼玉建築士会

- | |
|----------------------|
| 1 建築士の知識、技術の練磨 |
| 2 第2期指定講習会受講者の促進 |
| 3 「ふるさと景観まちづくり」運動の推進 |
| 4 建築士の実態の把握と会員の開発 |

1. 建築士の教育と表彰

- (1) 建築士法第22条第2項による指定講習会の実施
- (2) 関係法令等の説明会
- (3) 講演会、講習会、研究会の開催
- (4) 設計競技等への参加
- (5) 建築CADの研究と普及
- (6) 建築功労者の表彰、推薦

2. 委託事業の実施

- (1) 一級及び二級、木造建築士試験業務の実施

- (2) 鑑定(建築物)依頼の受託

3. 組織強化と会員の開発

- (1) 委員会事業の積極的推進
- (2) 支部活動の啓発と会員の開発
- (3) 建築士免許証交付式の開催
- (4) 建築士免許登録者(新規)の電算化
- (5) 女性建築士活動の啓発

4. 連携と広報

- (1) 「建築士の日」記念事業の実施
- (2) 全国大会及び全国研究集会への参加
- (3) 関東甲信越建築全ブロック会への参加
- (4) 関東甲信越建築士会ブロック青年協議会研究集会への参加
- (5) 建築士、建築士埼玉及び季節だよりの発行配布
- (6) 法令図書及び法令用紙等関係書類の作成と頒布
- (7) 全国女性建築士連絡協議会への参加
- (8) 住まいと暮らしを考える建築相談の実施

- (9) 建築関連団体との連携

5. 建築行政への協力

- (1) 「違反建築、違反宅造をなくして住みよいまちづくり」運動への参加
- (2) 埼玉県景観顕賞制度への参加
- (3) 建築士試験実施案内業務
- (4) 建築士登録申請書の受理

6. 福利厚生

- (1) スポーツ大会等への助成
- (2) グループ保険等各種共済制度の推進

事業計画概要

(社)埼玉県建築士事務所協会

1. 会員の増強

当協会の会員は、県内登録建築士事務所数の13.7%と2割にも満たない状況にあり、昨年に引き続き組織の拡充を図るため、支部組織を通じ強力に運動を展開する。

2. 埼玉県が実施する「さいたま景観賞」、「違反建築、違反宅造をなくして住みよいまちづくり運動」等に積極的に参加して、建築士事務所のPRを図る。

3. 建設大臣・知事指定「建築事務所の管理講習会」の開催

建築事務所における管理建築士の資質の向上を図るため、県内4地域に分けて開催する。

4. 住宅金融公庫特定業務講習会の開催

住宅金融公庫の融資対象である、中古住宅購入資金の借入及び住宅改良の融資借入の際に必要な証明書の作成業務は登録建築士事務所の業務となっており、この公的業務の一部を行う登録建築事務所が制度の意義を十分認識するとともに、円滑な業務の推進に寄与するため、県内4地域に分けて開催する。

5. 業務報酬に関する建設省告示第1206号の普及

建築士事務所の健全なる運営と発展を図るため、建築設計・工事監理の発注にあたっては建設省告示第1206号の基準による適正な

業務報酬によって行われるよう、県ならびに市町村等関係機関に対し、強気に働きかける。

事業計画の骨子

(社)埼玉建築設計監理協会

協会の目的達成のため、運営組織を定め次の事業を行う。

- ◎総務 ・総会、定例会、理事会の会議の運営の協力 ・資料及び議事録作成
- ・会員増強計画
- ◎財務 ・事業費の検討 ・予算の検討 ・協会の会計一般
- ◎福利厚生 ・会員及び所員の健康と福利厚生についての諸活動 ・親睦旅行の実施
- ◎広報 ・会誌の発行 ・県市町村への広報活動 ・協会のPR ・記録写真の保存
- ◎業務 ・事業保険の研究 ・業務に関する各用紙の研究 ・告示第1206号実施の推進 ・事務所経営システムの研究 ・共同企業体の研究
- ◎技術研修 ・意匠構造等の技術研修 ・材料施工の研究 ・都市再開発の研究 ・官公庁への協力と提言及び各種団体との交流 ・県内大型プロジェクトへの参加研究
- ◎賛助会 ・賛助会員との親睦、研鑽

本年度重点項目

- ・県内工業高校奨励事業の推進
- ・設計業務委託基準の研究
- ・県との懇談会の実施
- ・会員増強
- ・会員アンケートの実施

事業計画の骨子

(社)埼玉県測量設計業協会

測量業界は、ここ数年来連続公共事業量伸び率ゼロという厳しい状況の下にありましたが、昨年来内需拡大策として公共事業費の増額と、発注機関の手厚いご配慮に支えられて、協会活動の基本である公益法人としての社会的役割をどう担って行くかを念頭に置くと同時に、協会会員の相互の利益のため、平成4年度は経営基盤確立を図り社会的地位の向上をめざし次の基本方針に加え、各委員会活動を推進、自助努力を前面に事業活動を展開することにした。

基本方針

経営基盤確立を図り社会的地位の向上をめざし次の項目達成を強力的に推進する。

1. 公益法人として社会公益事業の実施に努める。
2. 技術の多角的研修を進め、会員の技術能力の増進を図る。
3. 官公庁に対し、県内業者（特に協会会員）の育成を要望する。
4. 構造の改善、及び機械化等により経費の節減を通じて、経営の合理化を図る。
5. 測量業に関する諸制度の見直しを図り、かつ公的措置をふまえて経営対策を講ずる。
6. 新規事業開発等事業量の確保を図るための陳情活動等を展開する。
7. 週休2日制導入と、若年技術者の確保対策を講ずる。

事業計画概要

(社)埼玉県宅地建物取引業協会

本会は昨年度はバブル経済崩壊のあおりを受け会員にとっても非常に厳しい年となった。今年度も昨年度と同様に試練の年が予想される。こうした経済環境の中で、住生活に対する高度化・多様化するニーズに対応しながら「土地住宅の供給促進と流通の円滑化、指定流通機構の活用化推進」を基本として取り組んでいきたい。

基本方針

1. 流通センター事業の推進

- (1) レインズシステムへの全会員加入促進
- (2) 流通総合対策・指定流通機構の活用化促進
- (3) 地域不動産フェアの開催・情報交換体制の確立
- (4) 各種金融・保証制度等の研究
- (5) 不動産関連情報の多様化への対応集積管理

2. 教育研修活動の推進

- (1) 新入会員への有効な研修計画実施
- (2) 人材の育成手法の検討・開発
- (3) 専門知識の習得、コンサルティング能力拡大

3. 取引主任者法定講習会受講の促進

有効な資料・講師により実効力のある講習とともに受講者の便宜に立ったサービス実施

4. 自主規制事業の推進

- (1) 事務所指導の実施
- (2) 不動産取引移動相談所の開催
- (3) 信頼産業確立のための諸方策の検討
- (4) 関係法規の知識の習得

5. 福利厚生共済事業の推進

全宅連国民年金基金・厚生年金制度への加入促進

6. 組織運営の合理化推進

- (1) 委員会の所管事項の整理・統廃合
- (2) 組織運営全般に関する検討

7. 事務処理体制の強化

- (1) 会務運営の円滑化
- (2) 事務処理・業務処理体制の強化

8. 保証協会受託事業の実施

- (1) 苦情解決業務処理
- (2) 各種研修の計画実施

事業計画概要

(財)埼玉県建築住宅安全協会

建築物、特に建築基準法上「特殊建築物」と呼ばれる、不特定多数の人が利用する建築物及びそれに設けられた建築設備、全ての建築物に設置されている昇降機等について、敷地、構造、防火 避難、衛生の各内容にわたる安全性を確保し、常時適正な状態を維持して頂くために、そして利用者が安心して利用出来る環境を整えるために、今年度も引続き、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度の推進を柱として、下記の事業計画を承認頂きました。

また、一般市民に対する防火・防災意識の向上にも努力していきたいと存じますので、ご協力をお願いします。

記

1. 一般市民への啓発に関する事業
2. 所有（管理）者に対する啓蒙、広報等に関する事業
3. 調査（検査）資格者に対する指導、連絡等に関する事業
4. 他県定期報告取扱い団体の活動状況に関する情報及び資料の収集
5. 特定行政庁からの受託業務
6. 防災関係機関との連絡協調に関する事業
7. 関係行政庁等との意見調整のための諸連絡
8. 事務処理のOA化促進に関する調査・研究
9. その他建築物等の維持保全に関すること。

事業計画概要

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

建設業の労働災害は、全国的に減少しておりますことは、業界を取り巻く厳しい状況のなかで、労働災害防止活動を地道に続けてきた努力が実りつつあるものと考えられます。

このような全国的流れの中で、本県建設業の平成3年の死亡災害は42件と前年に比較して8件の増加と誠に憂慮すべき事態に至っております。

支部は、労働災害の絶滅を期して「三大災害（墜落・重機・土砂崩壊）絶滅運動」・「安全施工サイクル運動」及び「安全衛生教育推進運動」を積極的に推進してまいります。

なお、事業計画の概要は次のとおりです。

1. 会議等
 - (1) 代議員会・理事会等の開催、
 - (2) 各種協議会の開催
2. 法令・災害防止計画及び労働災害防止規定の周知徹底
3. 全国安全週間等の実施要領の配布等
4. 埼玉県建設業労働災害防止大会の開催
5. 各種作業主任者技能講習会及び研修会等の開催
6. 現場指導
7. 定期健康診断の実施
8. 労働災害防止に著しく貢献した個人、事業場について、全国建災防大会及び埼玉県建災防大会において表彰
9. 建災防加入証明書の発行
10. 支部組織の整備充実
11. その他

事業計画概要

埼玉県道路舗装協会

平成3年度におけるわが国経済は、いざなぎ景気をこえる長期にわたる拡大を続けてまいりました。バブル崩壊とともに、年度後半に至り減速傾向が徐々に顕在化し、最近においては、一だんと加速している状況であります。舗装業界においてもこの影響はさげがたいものと考えられます。

当協会においては、このような現状に対応し、引つぎ企業事業の発展をはかるため会員に対する発注の増大、適正積算の設定、労働力の確保、建設廃棄物の処理問題等に大きな関心をもって取り組むこととし、協会事業をより積極的に推進するため次の項目の事業を実施したいと思います。

1. 舗装技術講習会の開催
 - (1) 会員の技術者を対象とした講習会
 - (2) 会員、県、市町村等の技術者を対象とした一般講習会（埼玉県土木部後援）
2. 会員の技術者を対象とする舗装現場視察研修会
3. 県外道路舗装工事の現状視察および調査
4. 建設省、道建協、他県および埼玉県等との情報交換
5. 舗装工事の積算についての研究および残土処分についての研究
6. 各種資材単価等の実態調査
7. 現場における安全活動の推進
8. 広報紙、名簿および各種資料の作成、配布
9. 会員に対する受注機会の増加、発注の平準化、設計単価の適正化、積算基準の見直し、設計変更等について県土木部等に対する陳情

事業計画概要

埼玉県環境安全施設協会

平成4年度は、第5次交通安全施設等設備事業5ヶ年計画の第2年度であり、前年の経験を活かしながら、人々を交通障害等から防衛し、公共の福祉に貢献するとともに「安全施設の尖兵」として、誇りある協会の地位の向上をめざし、社会に貢献するため、次の事業を推進する。

1. 経営合理化事業
 - (1) 道路懇談会の開催
 - (2) 関係機関への提言、調査資料の提出
 - (3) 積算方法に関する市場調査、研究
2. 調査研究事業
 - (1) わかりやすい案内標識の設置に向けての調査研究、関係機関への提言、資料の提出。
 - (2) 照明灯、防護柵等の現状調査と改善策の検討、関係機関への提言。
 - (3) 信号装置の設置箇所や、路線の連動性の適否を検討し、具体策の関係機関への提言。
 - (4) 路面標示の視認性向上についての研究、現状調査、道路管理者への提言。
 - (5) 道路の整正と美化について検討し、環境安全施設についての具体的改善策を道路管理者等に提言。
 - (6) 他県の道路環境状態の調査、研究、情報の収集。
3. 広報教育事業
 - (1) 「交通安全フェア」への協賛。
 - (2) 「全国道路標識週間」期間中での、道路愛護キャンペーンの実施。
 - (3) 「道の日フェア」への協賛と「道路愛護意識」の啓蒙活動の実施
 - (4) 道路使用適正化協会主催行事への協賛と啓蒙パトロールの実施。
 - (5) 新製品発表会、商品説明会、技術研修会の開催。
 - (6) 技術者養成、資格取得の推進。
 - (7) 各工事種別毎の統一教本の作成。
 - (8) チャリティイベントの開催と余剰金の交

通遣児への寄附。

- (9) 機関紙の発行。
4. 労働安全事業
 - (1) 労働安全衛生大会の開催。
 - (2) 労働安全標語の募集と安全意識の昂扬啓蒙活動。
 - (3) 建設業災害防止協会行事への協賛と「全国安全週間」期間中での合同安全パトロールの参加。
 5. 交通安全啓発事業
 - (1) 「全国交通安全運動」、「交通事故防止運動」に協賛し、交通安全意識の昂扬を図る。
 - (2) 二輪ライダーの交通安全教育に協賛
 6. その他の協賛事業
 - (1) (社)埼玉県建設産業団体連合会の事業運営に協力し、その課題達成に努力する。
 - (2) (社)全国道路標識標示業協会の事業運営に協力する。

事業計画概要

埼玉県下水道施設維持管理協会

6月22日、那須高原の山楽において、通常総会を開催して、下記の通り1992年度事業計画を決定した。

記

1. 各会員の優秀社員推せん調査について。
2. 県下水道課、下水道公社に対する陳情について。
 - (1) 週休2日制の対応について、契約にあたり配慮されたいこと。
 - (2) 労働者不足、民間賃金などとの均衡をご考慮いただき、積算単価の適正化について。
 - (3) 研修会の開催について。

なお、本年度の役員

会 長 沢田 広
副 会 長 矢沢 研二
事務局担当 沢田 哲郎

以 上

事業報告

平成4年度通常総会開催

新事業計画等を可決したうえ、役員の変更を行ってスタート

当建産連は、6月2日建産連会館センター2階第1会議室において、平成4年度（第13回）通常総会を開催し、平成3年度事業報告ほか一連の議案を上程、いずれも原案のとおり可決承認のあと、任期満了に伴う役員の変更を行い、別掲のとおり理事、監事、評議員を選出、さらに会長には斎藤裕現会長を再選、副会長には島村治作、岡村喜一、松本孔志、安藤晃の4氏の留任と、新たに滝沢豊氏の後任に星野謹吾氏を選出、また、今次総会を機に退任の長島孝因氏の後任に立石照三氏、加藤利治常務理事（兼事務局長）の後任に金井好男氏の就任を決めて、一連の改選人事を終わった。今次通常総会は、バブル経済の崩壊という厳しい経済情勢の下、景気の動向は至って不透明という中で開かれたが、政府の緊急景気対策による公共事業の前倒し執行や年度下期大型補正予算が見込まれるなど、業界にとって明るい展望はあるものの、労働力確保が懸念材料、一方、第二次・構造改善推進プログラムにも示されるが、時短対策や4週6休制の完全実施など雇用条件の改善をはじめとする業界体質の改善が緊急課題となっているなど、行く手は必ずしも平坦なものではない。かかる諸情勢を背景に平成4年度事業計画にはこれらの課題を盛り、積極的に取り組む姿勢を明かにしている。（W）



議事経過概要

定刻午後2時、長島専務理事の司会で開会、安藤副会長の開会の辞に続いて挨拶に立った斎藤会長は、取り巻く一般情勢を述べたあと、昨年度における建産連活動に寄せられた会員団体の協力に謝意を表したうえで、提出議題の審議を要請した。続いて議長に島村副会長を選出して議事を進めた。

議長はじめに議事録署名人に高岡敏夫、柿沼國治両理事を指名し、まず、第1号議案・平成3年度事業報告、第2号議案・平成3年度一般会計収支決算、第3号議案・平成3年度埼玉

建設労働者研修福祉センター管理運営特別会計収支決算の各案件を一括上程、加藤常務理事が各号逐一説明、採決の結果、各号とも原案のとおり承認。次いで、第4号議案・平成4年度事業計画、第5号議案・平成4年度一般会計収支予算、第6号議案・平成4年度埼玉建設労働者研修福祉センター管理運営特別会計収支予算の各案を一括上程、同じく加藤常務理事が各号を順次説明、採決の結果、いずれも原案のとおり可決承認された。

次いで第6号議案・役員の変更が上程され、任期満了に伴う全役員の変更を行った。各候補

者はいずれも会員団体からの推薦によるもので、理事37名、監事3名、評議員26名をそれぞれ選任（別掲役員名簿参照）。さらに正・副会長、専務理事、常務理事を別掲のとおり選出し、その就任を決めて全議事を終了した。

なお、議決の平成4年度一般会計収支予算は、収支均衡の合計1億2,651万4千円が計上された。

また、平成4年度事業計画は、各事業とも骨格は前年度計画項目を踏襲9つの柱をもって構成されている。内容は、下記のとおりである。

平成4年度事業計画骨子

1. 調査研究事業

- (1) 労働時間短縮の一環である4週6体制実施状況等を把握するため、業種別企業を対象に実態調査を行う。
- (2) (1)の実態調査の結果を踏まえて、有効な改善策等を研究する。

2. 研修事業

- (1) 会員団体構成員の知識向上に役立てるため、一般教養、政治、経済等の各分野における著名な講師を招き、講演会、研修会を開催する。
- (2) 会員団体構成員の資質の向上に資するため、文化施設、先端企業等の視察、見学を行う。

3. 経営合理化事業

- (1) 建設業構造改善事業の一環として、建設省が定めた「第二次構造改善推進プログラム」の周知徹底を図るため、説明会等を開催する。
- (2) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会の活発な活動を支援するため、庶務事務を積極的に実施する。
- (3) 埼玉県が主導する構造改善推進協議会の運営その他の行事に協力する。
- (4) 会員団体構成員の知識、技能の向上に資するため関係団体等との共催により経営講習会、研修会を開催する。

4. 情報の収集、提供

- (1) 国、地方公共団体の行政施策、公共事業予算、建設産業界の動き、その他経営、労務、資材等に関する情報を収集し、適時に会員団体に提供する。
- (2) 機関誌「建産連ニュース」を四半期ごとに年4回発行し、(1)の情報を含む有益な情報を会員団体、その他関係機関等に提供する。

5. 建議、陳情活動

社会資本整備の促進、建設産業の振興、その他建設産業に係る諸問題の解決等を図るため、必要に応じて随時、国及び地方公共団体、その他関係機関に対して建議、陳情を行う。

6. 連絡調整事業

- (1) 会員団体の有機的な連携を保持するため、会員団体主催行事への参加をはじめ、必要に応じて団体相互間に関連する事業について、連絡会議等を開催する。
- (2) 国及び地方公共団体、その他関係機関との連絡を密にし、必要に応じて、相互に関連する事業について連絡会議等を開催する。
- (3) 会員団体相互及び関係機関関係者との親交を深めるため、新年の年初めに新年賀詞交換会を開催する。

7. 啓発宣伝事業

- (1) 建設産業の重要性等を広くアピールするため、前年度と同様、県内の公立小・中学校生を対象に「埼玉の建設産業」を題材としたポスター・絵画コンクールを実施する。
- (2) 埼玉の建設産業のPR、構造改善の推進に役立てるため、平成5年カレンダーを作成し、会員団体をはじめ関係機関等に配布する。
- (3) 埼玉の建設産業のPRのため、新聞による広報を行う。

8. 埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者研修福祉センターの管理運営

- (1) 建物及び設備の維持管理を適切に行うとともに、管理費の節減に努め、会議室等の

効率的な利用により貸付事業収入の増額を図る。

(2) 会館等利用者の安全、財産の保全等を図るため、消防訓練及び防災思想の啓蒙を行う。

9. 全国建産連事業との協調

(社)全国建産連の事業活動に参画し、全国的課題の達成等に協力する。

来賓の祝辞を受く

議事終了後、センター3階大ホールに席を移し、畑知事、玉田県議会議長をはじめ、県関係部局及び関係機関の幹部のほか金融・報道関係者など多数の来賓を囲み懇親パーティを開催した。

はじめに挨拶に立った斎藤会長は来賓を前に、バブル経済の崩壊によって急速に不況色が強まり、民間建設需要は低迷、減速経済の様相を深めている。幸い国は緊急経済対策で公共事業の大幅な前倒し執行の方針を打ち出し、地方公共団体等に同調を促しているが、労働力不足が慢性化している現状から工事の適正工期、適正積算で対応されることを望みたいと。また、第一次に次いで本年3月第二次構造改善推進プログラムが示され、雇用改善をはじめ一連の業界体質の一層の改善の努力が求められている。当建産連としても鋭意取り組んできたところであるが、行政当局の支援なくしては達成し得ない問題を抱えている——として行政機関特に県側の理解を求めた。

続いて祝辞に立った畑知事は、現下の経済諸情勢を述べたあと、県が推進する諸施策の展開状況を述べ、建産連会員団体の一層の協力要請があった。

今年は知事改選の年、しかも畑知事は立候補を断念、引退表明を行ったあとでもあり、本席畑知事は特に在任5期20年の足跡を回顧、この間、県政に「過ちなきを期し」全力投球してきたと自慰の言葉を残した。

続いて立った玉田県議会議長は、バブル経済



▲ 祝辞に立つ畑 知事

▼ 玉田県議会議長



の崩壊から減速経済に移行、特に製造業を中心に各産業界では厳しい情勢下にあるが、建設産業界にあっては、公共事業の前倒し執行を柱にした景気対策を推進するという国の方針により本県も77%を上回る執行方針を決めたが、その達成には建設産業界に負うところが大きである。労働力の確保の問題が懸念されるが、技術力等でカバーして頂きたいと思っている。なお、下期対策として浮上している補正予算に関しては、大型補正を念頭に議会としても力を尽くし、期待に応えていくと理解が示された。

祝辞のあと石田県土木部長の乾盃の音頭で開宴、相互交歓を重ねること1時余、金子県住宅都市部長の手締めによって懇親会の幕を閉じた。

役員名簿 (H. 4. 6. 2 現在)

— カッコ内は所属団体名 —

- 会長 斎藤 裕
- 副会長 島村治作、安藤 晃、岡村喜一、
松本孔志、星野謹吾
- 専務理事 立石照三
- 常務理事 金井好男

• 理事

島村治作(埼玉県建設業協会)、神戸清二(同)、首藤 淳(同)、岡村喜一(埼玉県電業協会)、町田 迪(同)、松本孔志(埼玉県造園業協会)、長谷川忠欣(東日本建設業保証(株)埼玉営業所)、渡辺健市(埼玉県鉄構業協同組合)、大曾根正男(埼玉県電気工事工業組合)、今泉康次(埼玉県空調衛生設備協会)、山田光起(日本塗装工業会埼玉県支部)、目黒有(埼玉県建設大工工事業協会)、坂本 勤(埼玉建築士会)、柴山諄一(同)、岩堀徳太郎(埼玉県建築士事務所協会)、高岡敏夫(埼玉建築設計監理協会)、柿沼國治(埼玉県測量設計業協会)、星野謹吾(埼玉県宅地建物取引業協会)、中田高元(同)、清水茂三(建設業労働災害防止協会埼玉県支部)、松本喜八郎(埼玉県道路舗装協会)、日下銹二(埼玉県コンクリート製品協同組合)、松野俊弘(埼玉県コンクリート圧送事業協同組合)、小林勘市(埼玉県砂利協同組合連合会)、沢田 広(埼玉県下水道施設維持管理協会)、深井 進(埼玉県環境安全施設協会)、安藤 晃(埼玉県建築住宅安全協会)、石田信向(埼玉県内装仕上工事業協同組合)、松江 果(埼玉県総合建設業協同組合)、清水茂三(埼玉県建設業健康保険組合)、斎藤 裕(埼玉県建設業厚生年金基金)、横田充穂(情報通信設備協会埼玉県支部)、田貝 博(埼玉県地質調査業協会)、田中瑞穂(埼玉県生コンクリート工業組合)、金子正喜(埼玉県設備設計協会)、立石照三(埼玉県建産連事

務局)、金井好男(同)

• 監事

古郡一成(埼玉県建設業協会)、小林文武(埼玉県造園業協会)、飯島昭一(埼玉建築士会)

• 評議員

永塚和也(埼玉県建設業協会)、吉村克昌(埼玉県電業協会)、関根貞次(埼玉県造園業協会)、坂井 暹(埼玉県鉄構業協同組合)、森田公雄(埼玉県電気工事工業組合)、細井五士男(埼玉県空調衛生設備協会)、鈴木春男(日本塗装工業会埼玉県支部)、森本修人(埼玉県建設大工工事業協会)、小林敏浩(埼玉建築士会)、谷屋和孝(埼玉県建築士事務所協会)、片渕重幸(埼玉建築設計監理協会)、岡田道雄(埼玉県測量設計業協会)、大山英雄(埼玉県宅地建物取引業協会)、山口 勲(建設業労働災害防止協会埼玉県支部)、中島三枝司(埼玉県道路舗装協会)、山田欣一(埼玉県コンクリート製品協同組合)、西村昭彦(埼玉県コンクリート圧送事業協同組合)、天笠包重(埼玉県砂利協同組合連合会)、矢沢研二(埼玉県下水道施設維持管理協会)、河田貴久治(埼玉県環境安全施設協会)、黒川 勇(埼玉県内装仕上工事業協同組合)、関口雅之(埼玉県総合建設業協同組合)、首代恭二郎(情報通信設備協会埼玉県支部)、服部博人(埼玉県地質調査業協会)、檜山武一郎(埼玉県生コンクリート工業組合)、渡辺健治郎(埼玉県設備設計協会)。

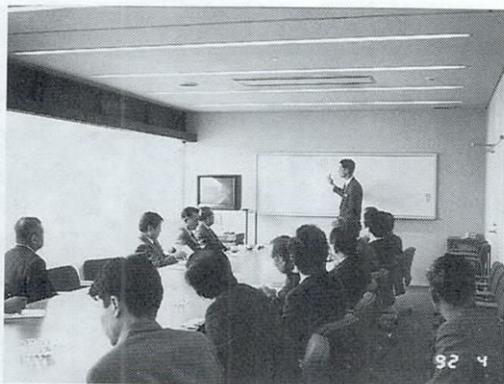
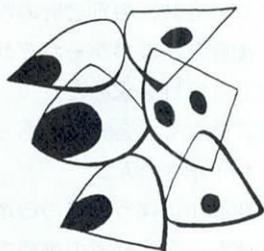
川越市立博物館見学会実施

当建産連は、4月9日川越市郭町の川越市立博物館の見学会を実施した。この見学会は当建産連研修指導委員会事業の一環として企画したもので、当日午前10時現地集合で参加者は滝沢研修指導委員長ほか20名。

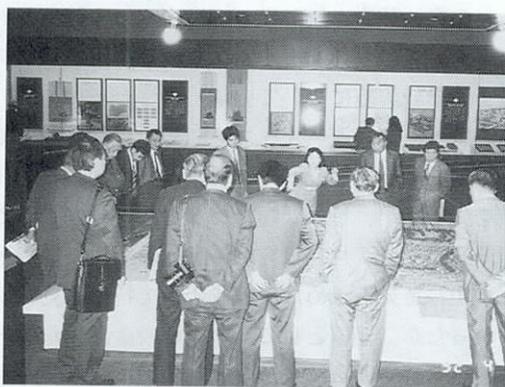
川越博物館は、城下町川越の文化遺産保存・公開する施設として平成2年の建築である。構成は、川越市を象徴する蔵造り風で、広い前庭に日本瓦と白い壁が爽やかな景観を作り出しており、平成2年度の県さいたま景観賞受賞作品としてあげられている。

一行は、館内見学に先立って同館会議室において黒川館長及び水谷指導主事により同博物館の概要と鑑賞のポイント等の説明を受けたのち館内を一巡、なかでも特別展示室における「川越城展」、常設展示室における“小江戸川越”をテーマにした「城下町川越のパノラマ」模型が目を引き、城下町川越の往時を彷彿させるものであった。

昼食を共にしたあと、同館隣接地に偉容をとどめる川越城本丸御殿に歩を運び、同行の水谷指導主事から建物の構成とその歴史などの説明を受けながら約1時間巡覧、最後に滝沢委員長による締めくくりの挨拶のち自由解散、有意義な一日を終った。（写真は見学会風景）



博物館の概要説明を受ける一行



特別展示室における一行



常設展示室で説明を受ける一行

理事会・委員会報告

広報委員会



4月15日正午から建産連会館1階特別室において広報委員会を開いて、建産連ニュース第52号の発行報告、同53号の編集内容の検討及びポスター・絵画コンクール、平成5年用カレンダーの継続実施について協議した。

まず、建産連ニュース第52号の発行について事務局より経過説明のあと、内容に関する講評を受けたが、特に問題指摘がなかった。次いで、同第53号（7月15日発行予定）の編集案を提示、要望、意見を求めた、構成全体で特に意見は無かったが、要望として、いま建設産業界が対応を迫られている「4週6休制の取り組み」を主題に特集記事の掲載があり、これを原案項目に加え作業を進めることが了承された。

ポスター・絵画コンクールの継続実施については特に異論はなく、従前の方式にて中・小学校に応募方の要請を行うこととした。なお、本席に岩手県建産連が作成した図画及び作文コンクールの入選作品を冊子にまとめた「入選作品集」が紹介され注目を集めた。当建産連としても将来の検討課題として話題にのぼった。

平成5年用カレンダーの作成については、前回の委員会で「配布先の見直し」が検討課題となったが、今回、事務局にてその活用方法等の意見を中心に「アンケート実施要領案」を提示し、これをもって実施に移したいと意見を求め

た。結果、近く全会員団体を対象に実施と決定した。なお、このアンケート調査結果を踏まえ、様式・形体、作成部数、配布先等を決めて発注することを了承して散会した。

理事会



5月11日建産連会館1階特別会議室において理事会を開催し、平成4年度通常総会付議案件並びに当面の課題を議題に協議した。

冒頭の挨拶に立った斎藤会長は、政・財界などの動き等業界を取り巻く一般情勢や先に建設省が示した第二次構造改善推進プログラムにおける対応など今後の取り組みを述べて協力要請を行ったあと、来る通常総会を機に専務・常務理事をはじめ事務局職員の交替人事に触れ、長島専務の後任立石照三氏、加藤常務の後任金井好男氏、職員森係長の後任岡野豊氏を相次いで紹介、今後の指導支援の要請があった。

引き続き議事に入り、まず、来る6月2日開催の通常総会付議の平成3年度事業報告並びに一般会計、特別会計収支決算、平成4年度事業計画並びに一般会計、特別会計の収支予算の各案を提示、加藤常務理事がそれぞれ内容説明を行い、各案とも質疑を求めた。

特に質疑発言はなく、各案件をもって通常総会に臨むことが了承された。

次いで、任期満了に伴う役員の改選については、各会員団体から各候補者の推薦をもってする。正・副会長についてはいずれも現任者の再任をもってしたいとする意向表明があり、全員

の同意を得た。

続いて、先に会員団体に提示の「建設業における4週6休制の先行実施に関する申し合わせ」案を改めて議題として提案、その内容全文を朗読、特に当建産連が求める対応事項①4週6休制の形態②実施に伴い対応すべき事項（本誌本号「告知板」所載参照）の確認を行った。

引き続き報告事項に移り、①全国建産連表彰規程の制定並びに表彰候補者推薦方について（府県建産連の役員、委員会委員若しくは会員団体の構成員又はその従業員並びにその職員を対象に表彰するもの）。③「暴対法」に関する建設経済局長通達（建設業界における暴力団員の不当行為の排除の徹底）。③平成4年度建設省所管事業の執行に関する建設経済局長通達（上半期前倒し執行に伴う発注等への配慮など）。以上の説明を行って閉会した。

理 事 会



6月26日正午から建産連会館特別会議室において本年度第2回の理事会を開催し、委員会規程の一部改正と委員会の新しい委員構成を主議題に併せて当面の問題について協議した。

冒頭齋藤会長は、取り巻く一般情勢を述べたあと当面の課題として適正な受注環境の構築、企業倫理の確立をあげ、建産連活動に反映していく考えを明かにし、会員団体の協力要請を行って直ちに議事を進めた。

はじめに委員会規程の一部改正案を提示、事務局より改正の趣旨並びに内容説明を行って質

疑を求めた。特に質疑の発言はなく原案のとおり承認され、6月26日施行とすることが了承された。

委員会規程改正のポイントは、今年3月建設省は、第一次構造改善推進プログラムに続いて第二次構造改善推進プログラムを策定。引き続き関係機関との連携のもとに、重点的かつ計画的な構造改善を図ることとし、新たに施策大系を示した。当建産連はこれを契機に推進の中心となる委員会構成の一部改正を行うとともに各委員会分掌事項の見直しを行ったものである。

今回の改正では、規程第2条に定めた委員会の中の労務資材委員会を「構造改善委員会」と改め、次の事項を分掌することとした。

- ① 生産システムの合理化に関すること。
- ② 労働条件の改善に関すること。
- ③ 人材の確保、育成に関すること。
- ④ 安全確保対策に関すること。

これに伴い従来の広報、研修指導、経営合理化の各委員会の分掌事項をも一部見直しを行って、その整合性を図った。

議事のあと、会員団体への報告として、次の2つの説明を行って閉会した。

(1) 独占禁止法の遵守について（知事通達）

このことは、去る6月5日付で畑知事より当建産連に寄せられたもので、内容は過般発覚の埼玉土曜会独占禁止法違反事件に絡み寄せられたもので、「公共工事受注者としての企業倫理が著しく欠如」したものとして遺憾の意を表明、今後の再発防止を期し、会員団体への周知徹底を図るよう要請である。

(2) 埼玉県建設産業構造改善推進協議会の設置の趣旨について

この協議会は、県が第二次構造改善推進プログラムの策定を契機に去る6月1日発足させたもので、業界の自主的活動を支援する役割を持たせたものである（本誌特集・行政情報欄参照されたい）。（W）

告知板

平成4年度 公共事業等施工計画（埼玉県）

県は、先に政府が緊急経済対策の一環として取り決めた公共事業の年度上半期前倒し執行の方針を受け、県としての施行計画をまとめた。

それによると、平成4年度の計画目途率を上半期 78.2%、執行目途額で約 2,978 億円とした。

これは、昭和62年度の極度な不況対策とした政府の方針に従い県が設定した上半期目途率81%に次ぐ大幅な前倒しである。

なお、県は執行に当たり、労務、資材等の面で支障を生じないように十分配慮しつつ施行の促進を図ることにした。

平成4年度上半期における執行目途は、下表のとおりである。

上半期の執行目途

区 分	対象事業費（千円）	上半期執行計画	
		目 途 額（千円）	目途率（%）
全 体 公 共 事 業 費	380,825,115	297,815,136	78.2
普 通 会 計	302,447,549	230,748,861	76.3
企 業 会 計	78,377,566	67,066,275	85.6
補 助 事 業	172,531,929	131,442,702	76.2
単 独 事 業	208,293,186	166,372,434	79.9
用 地 費	105,519,483	81,495,671	77.2
工 事 費 等	275,305,632	216,319,465	78.6

4週6休制に関する申し合わせ

当建産連は、5月11日の理事会において、4週6休制をより確かなものとするため、下記事項の申し合わせを行った。

記

1. 4週6休制の形態等

(1) 平成4年4月から、全日曜日のほか、第

2及び第4土曜日を週休の基準日とし、休日とする。

なお、特別の事情によりこれに依り難い場合は、それに代るべき週休を予め設定し、年間を通じて4週6休制に相当する休日数を確保すること。

(2) (1)に定める週休日には、工事現場を閉鎖する等により、全ての工事を休止するものとする。

2. 4週6体制の実施に伴い対応すべき事項

(1) 業界における留意事項

中央協議会において申し合わせた「建設業に

おける4週6体制の推進について(本誌本号3頁所載参照)」を基本とし、それぞれの立場において、その達成に努めること。

(2) 4週6体制の実施に伴い、特に日給制労働者の賃金については、賃金体系の改善により収入及び雇用の安定に努めること。

定期刊行物

月刊

建設物価

●積算・調達・労務・管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判/約840頁 定価3,300円/〒別
※年間購読料33,360円/〒共
(臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)

月刊

建設統計月報

●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の業務の重責を担う方々に必須の資料。

■B5判/約220頁 定価1,150円/〒別
※年間購読料13,200円/〒共

専門図書

※定価はすべて税込みです。

●平成4年度版 大幅改正

〈好評発売中〉

■建設省公表による土木工事標準歩掛等の基準書

建設省土木工事積算基準

建設大臣官房技術調査室/監修 発行/(財)建設物価調査会
土木工事積算研究会/編 /建設行政出版センター

B5判/約850ページ 定価8,300円(税込み)/送料500円

平成
4年度版

土木工事積算基準マニュアル

■B5判/890頁 ●定価8,500円/送料500円

平成
4年度版

土木工事積算標準単価

■B5判/600頁 ●定価5,000円/送料360円

改訂29版

建設工事標準歩掛

■B5判/1,000頁 ●定価11,000円/送料600円

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)
電話 (03) 3663-8761(代) FAX (03) 3663-8768

古 寺 社 探 訪 (4)

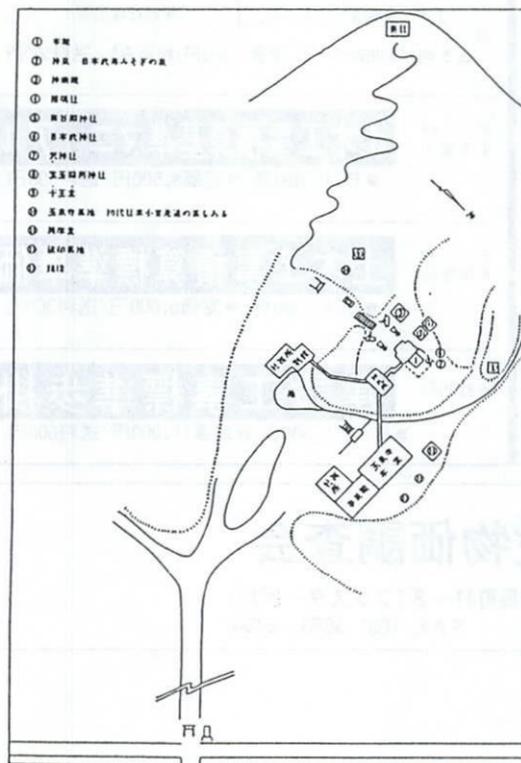
宝 登 山 神 社

- ・ 所 在 秩父郡長瀬町長瀬 1,828 (藤谷 測字谷ツ)
- ・ 祭 神 日本磐余彦命、大山祇神、火産 靈神
- ・ 由緒沿革 当社縁起によると、

日本武尊が東夷平定の途次、当山に登り皇祖に加護を祈らんとして、山麓の清泉に禊せられ山頂に向われた折、突然猛火に包まれたが、この時、巨犬が現れて火を鎮めてこと無きを得たことをいたく感応され、山頂に「かもろぎ」(社祠)を建て、皇祖神を始め山神、火神及び山神の御使い山犬を祀り、以後当山を「火止山」(ほとやま)と名付け、山麓の地を選んで日本磐余彦命ほか2神を祀ったとある。

また、宝登山権現縁起には、弘法大師空海が

秩父 宝登山



宝登山神社

遊行の折、神変のお告げを感得、この地を霊場としたとある。

いずれにしても当社の創建は1,200年余にさかのぼることが伺い知れる。

宝登山が今日の規模となったのは、江戸中期、寛永4年版行の「宝登山図絵略記」には、中央に宝登山がそびえ、頂上に奥宮、山麓に宝登山大権現の本殿及び堂塔が描れており、既にこの時代に現況と大差のなかったことが知られる。

明治の末に当地長瀬一帯が地質学的に「地球の窓」として学界に注目され、また、荒川の河岸の段丘は、渋沢栄一により「宝登山は千古の霊場、長瀬は天下の勝地」と謳われて以来、参拝と観光をかねた人々によって賑った。

また、宝登山は大和国(奈良県)三輪山に似た山容を呈し、神奈備(かんなび)として古来信仰の山としてあがめられた。一方神社は一般から火防、盗賊除、天魔除、四足除、海上安全、蚕守護など庶民信仰の対象とされ、江戸中期に講社制が普及、埼玉、群馬を中心に東京、千葉、神奈川の関東全域におよんでいる(当社は、境内隣接地に現存の玉泉寺が別当寺院として祭儀を執り行ったが、明治5年の神仏分離令により、現在のように寺社域が分離された。)

昭和35年、鎮座1,850年の記念事業として、摂社日本武尊社の改築、奥社新社務所の建設、神楽殿等の改築が行われ、昭和54年に本社殿の

大改修が行われ、その後参道を始め神域が順次整備され、今日の姿となった。

毎年4～6月にかけ各地からの講参が盛んで、特に桜花の時期は多くの観光団体で賑いを見せ

ている。

なお、毎月7日の「御炊上祭」（おたきあげまつり）は、特別神事として著名である。

喜多院（天台宗大本山）

- 所在 川越市小仙波町1-20-1
- 本尊 阿弥陀如来

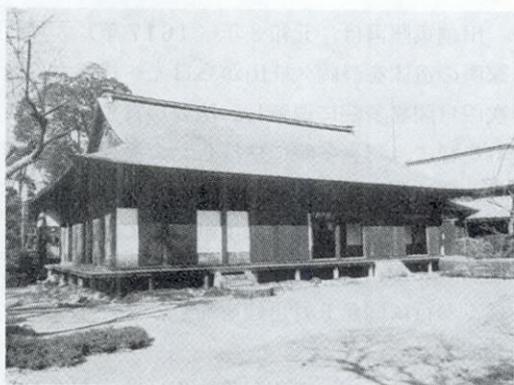
喜多院は、天台宗の古刹、古来「川越大師」として近郷の信仰をあつめ、正月の三カ日は参詣の人々で参道を埋めつくす賑いを呈し、春の桜花も見事である。境内には本堂（慈恵堂）をはじめ客殿、書院、鐘楼門など国の重要文化財のほか、多宝塔など県指定有形文化財の数々を擁し、四季を通じ参観者が絶えない。

この喜多院は寺歴を繙くと、寺号を星野山無量寿寺と称し、天長7年（830年）慈覚大師円仁（天台宗開祖最澄の弟子）の創建と伝え、正安3年（1301年）には東国天台宗本山の称を勅許された名刹であるが、今日の寺領形体の基礎は徳川時代に入ってから固められたといえる。即ち、家康に仕え、幕府の宗教政策に深く関与した僧天海による力が大きい。

天海は慶長17年（1607年）に喜多院第27世の住職となり（年代については異論もある）、かねてから進めてきた同院の再興に本格的に取り組むことになった。寛永15年（1638年）の川越大火によって堂宇が灰燼に帰したが、天海は翌年早くも再建に着手、時の将軍家光もまた江戸城紅葉山の建物を寺房の建物として移築するなどして大いに援助している。

以下、主な堂宇について述べることにする。

喜多院の中心的建物「慈恵堂」は、慈恵大師良源（元三大師）を祀った同院の本堂で、星野山建立記によると、寛永15年の大火で焼失の翌16年10月、幕府作業方大棟梁甲良若狭守長左衛門、加右エ門を棟梁として再建された。桁行9



間、梁間6間入母屋造りで、構成は江戸時代初期の本格的な天台宗大本堂の遺構で、昭和46～47年の解体修理によりそれまでの面目を一新した。

客殿は、書院、庫裏とともに正保2年（1645年）江戸城紅葉山からの移築されたもので、無量寿院ともいわれ、入母屋造りのこけら葺、内部は6室あり、家光誕生の間と伝える17畳の上段の間がある。書院は、客殿の背面で接する寄棟造りのこけら葺の建築で、春日局化粧の間といわれる1室もある。

客殿、書院、庫裏ともに慶長年間建立の江戸城内の書院造りの遺構として貴重な存在であって、国の重要文化財に指定されている。

そのほか、重要文化財指定の建物として、鐘楼門、山門がある。

鐘楼門は、3間×2間の入母屋造りの本瓦葺で、上層に元禄15年（1702年）銘の銅鐘が懸っている。この建物は寛永15年の大火で焼失を免れたものを、慈眼堂（慈眼大師とおくりなさ

東 照 宮

・所在 川越市小仙波町1-21-1

ここで紹介する川越東照宮は、日光東照宮、久能山東照宮につぐ徳川幕府の権勢を象徴する社殿建造物として完全にその遺構をとどめている。

川越東照宮は、元和3年（1617年）3月、家康の遺体を静岡久能山から日光へ移葬する途次四日間喜多院に逗留し、法要が営まれた。これを縁に当時喜多院に住持した天海は家康供養のため寛永10年（1633年）、この地に東照宮を建立した。寛永15年の川越大火により社殿も焼失したが、将軍家光は川越城主堀田加賀守正盛を奉行に同年6月再建を命じ、2カ年をかけ完成した。

明治に入って幕府の保護を失い荒廃が進んだため、昭和35～36年に解体修理が行われ、往時の華麗さをもって復元された。

社殿の構成は、本殿、拝殿及び幣殿、唐門、瑞垣、随神門からなり、いずれも国の重要文化財に指定されている。

神域は、喜多院に隣接した小高い丘陵地を囲む一帯で、約40段の石段を登ると瑞垣を巡らした華麗な唐門が目に入る。

規模こそは日光に及ぶべくもないが、拝殿、本殿のたたずまいは整然と往時の偉容をしのぶに十分である。本殿は、柱間3間の流造り、銅

板葺で、当代一流の工匠の手になる極彩色の彫刻や装飾金具は金箔などの豪華さは目をみはるものがある。

本殿の周囲を本瓦葺の瑞垣がとりまき、正面中央が一間一戸の銅瓦葺の唐門となっている。唐門の前庭に並ぶ石燈籠は諸大名からの寄進で、訪づれる者の目を引く。



平素は樞や椎の大木が茂る中静寂そのものだが、心ある方は一度足を運ばれることをお奨めしたい。

平素は樞や椎の大木が茂る中静寂そのものだが、心ある方は一度足を運ばれることをお奨めしたい。

建産連だより

—— 会員団体の動静 ——

役員改選

(社) 埼玉県電業協会

平成4年5月21日開催された通常総会において任期満了に伴う役員の改選を行い、下記のとおり選任され就任されました。

記

- 会 長 岡 村 喜 一 (㈱岡村電機)
副 会 長 町 田 迪 (国益電設工事㈱)
(浦和支部長)
副 会 長 吉 村 克 昌 (㈱八洲電業社)
常任理事 佐 野 文 策 (佐野電機㈱)
理 事 新 井 慎 一 (㈱新井電機)
(企業対策委員長)
理 事 岡 島 三 夫 (㈱岡島電気商会)
理 事 大 淵 昇 (高山電設工業㈱)
(南部支部長、広報委員長)
理 事 北 見 賢 司 (旭電気工業㈱)
(大宮支部長)
理 事 小 林 雅 幸 (㈱山東電業社)
(北部支部長、事故防止対策委員長)
理 事 中 川 高 喜 (㈱電成社)
(西部支部長、技術研究委員長)
理 事 長 井 邦 男 (㈱長井電機)
(総務委員長)
理 事 二 瓶 昇 (草加電設㈱)
(東部支部長)
監 事 内 山 武 司 (内山電設㈱)
監 事 小 沢 浩 二 (小沢電機工事㈱)

研修・講習会等実施計画

埼玉県電気工事工業組合

S・E・Cセンター(訓練校)では、高圧ケーブル工事コースを4月に4回実施した。なお10月にも3回実施の予定である。第2種電気工事士学科受験コースは5月に2回実施した。第2種電気工事士技能受験コースは7月に2回実施予定。積算コースは10月に1回実施予定である。昇柱訓練コースは夏・冬各1日づつ18回実施予定。

造園技能検定講習会について

(社) 埼玉県造園業協会

造園技能検定について毎年実施しているところであるが、平成4年度の検定試験が8月29・30日の二日間、学科、要素試験が9月13日と決定されたので、一人でも多く検定試験に合格し安定した職を得られるよう下記により講習会を実施いたします。

実技試験講習 8月22日(土)、23日(日)

場所 埼玉県農業大学校

学科試験講習 9月5日(土)、6日(日)

場所 埼玉建産連センター
第一会議室



今後の行事予定

埼玉県内装仕上工事業協同組合

1. 経営者及び営業担当者による価格研修会ならびに会員相互の親睦をはかるためのゴルフコンペを開催する。会員30社、賛助会員18社の約50人参加者申込。
2. 埼玉県、群馬県及び栃木県、3県役員会により研修会を行い、栃木県内装協の設立推進に協力する。
3. 平成4年度技能検定試験（前期）に埼玉内装協より45名が受験する。検定委員、袖佐員の指導により全員合格を目指す。
なお実技トライアルについては県内3カ所にてもちろん受験者に機会を与え、全員の合格を目指す。

- 1 県南部地区 蕨市、㈱神保商店にて
- 2 県西部地区 川越市 ㈱東和にて
- 3 県北部地区 熊谷市松坂屋建材㈱にて

※平成4年度通常総会未了

県関係部局長と懇談

(社)埼玉県測量設計業協会

当協会は、5月27日（月）浦和市の埼玉建産連会館1階特別会議室において、県関係部局長との懇談会を開いた。県側から石田土木部長、山本農林部技監、関根住宅都市部長、飛田企業局長が出席。

協会側から柿沼会長及び富田、岡田両副会長並びに理事、監事等の役員のほか当協会顧問の阿部錦弥県議会議員も同席した。話題は、昨年の暮に行った畑知事への陳情

1. 協会会員の優先指名
2. 平成3年度公共事業予算の増額確保
3. 年間発注の平準化、端境期対策
4. 業界従事者の労働時間、週休等の改善が出

来るような工期の設定

5. 市町村公共工事等に対する指導、助言、この5項目に対する県側の対応と、県の平成3年度当初予算に伴う関係事業の説明が中心で、最後に要望を交えて意見交換を行った。

知事陳情に対する県側の見解は、「趣旨に添い打つ手は打っている」としたうえで、県内業者優先が基本であり、技術力を付けることで自然に協会指名の機会も増える。出来るだけ平準化することが基本であり、4月5月の閑な時期に発注ししっかりした仕事をして貰いたいと願っている。良い仕事をして貰うために工期にゆとりを持たせるようにしている。妥当な価格設定についても前向きの姿勢を示した。市町村の指導助言については、地方課が指導に当たっており、土木は権限外、ただ関係県職員50名程度各市町村に派遣されており、そうした職員を通じて県側の考え方を理解して貰うように努力している。

業界側も機会あるごとに注文を付けることと各自の企業努力が自ら解決に導くものと理解して欲しいなど、いずれも前向きの考えが示された。



連合会日誌

- 4月7日 (社)全国建設産業団体連合会の監事監査のため斎藤会長出席。
- 4月8日 (社)全国建設産業団体連合会の理事会に斎藤会長、加藤常務理事出席。
- 4月15日 **広報委員会**
建産連ニュース第52号の発行、第53号の編集案、平成5年用カレンダーの作成とその検討資料とするためのアンケート調査について協議。
- 4月16日 さいたま新都心建設促進協議会総会に斎藤会長出席。
- 4月17日 埼玉県緑化推進協議会に長島専務理事出席。
- 4月23日 賃金台帳整備推進会議に斎藤会長出席。
- 4月27日 **監事による監査**
平成3年度事業、同年度収支決算及び財産管理について監事による監査を執行。
" 埼玉県暴力追放薬物乱用防止センター理事会に斎藤会長出席。
- 5月8日 建設業労働災害防止協会埼玉県支部評議員会に斎藤会長出席。
- 5月11日 **正副会長会議**
理事会付議事項について事前協議。
理事会
平成4年度通常総会の次第、総会付議議案、総会招待者等の協議並びに4週6休制推進に関する申合せ。
- 5月14日 (社)埼玉県建築士事務所協会通常総会に長島専務理事出席。
- 5月15日 (社)埼玉県建設業協会通常総会に斎藤会長出席。
- 5月19日 埼玉県総合建設業協同組合通常総会に斎藤会長出席。
- 5月20日 (社)埼玉県測量設計業協会通常総会に長島専務理事出席。
" (社)全国建設業協会通常総会に斎藤会長出席。
- 5月21日 (社)埼玉県電業協会通常総会に長島専務理事出席。
" (社)埼玉県産業廃棄物協会通常総会に長島専務理事出席。
21日 浦和市消防本部主催による防火管理者資格講習会に岡野主事参加。
22日
- 5月22日 (社)埼玉県宅地建物取引業協会通常総会に長島専務理事出席。
" (社)埼玉県電気工事工業組合総会に金井参事出席。
- 5月28日 埼玉県環境安全施設協会通常総会に斎藤会長出席。
- 5月29日 (社)埼玉建築設計監理協会通常総会に長島専務理事出席。
" 東京・経団連会館で開催された「建設産業構造改善推進週間創設記念フォーラム」に金井参事出席。
- 6月1日 埼玉県主催による「埼玉県建設業構造改善推進協議会」設立会議に斎藤会長出席。
" 埼玉県主催による「埼玉県建設業構造改善推進の集い」に斎藤会長出席。
- 6月2日 **通常総会**
平成4年度(第13回)通常総会を埼玉建産連会館センターで開催。平成3年度事業報告、同年度一般、特別両会計収支決算、平成4年度事業計画及び同年度一般、特別両会計収

支予算並びに任期満了による役員改選の各議案を審議、それぞれ議決、承認した。また、この役員改選に伴い、斎藤会長が再任されたほか専務理事に立石、常務理事兼事務局長に金井の両氏が就任した。

- 6月5日 (社)全国建設産業団体連合会の通常総会が東京・霞ヶ関ビル東海大学校友会館で開催され、平成3年度事業報告、同年度収支決算、平成4年度事業計画及び同年度収支予算並びに任期満了に伴う役員改選の各議案を審議、これを議決、承認し、特に役員改選においては斎藤会長が再任された。また、総会には斎藤会長ほか立石専務理事等が出席した。
 - ” 埼玉県招致による独占禁止法遵守の指示について岡村副会長出席。
- 6月10日 償却資産調査のため浦和市資産税課職員が来館、金井常務理事が対応
- 6月15日 (社)全国建設産業団体連合会広報委員会に斎藤会長、金井常務理事が出席。
- 6月26日 **正副会長会議**
理事会付議事項について事前協議。
 - ” **理事会**
委員会組織の一部改正及び所属する委員の構成、その他当面の事業推進について協議。
- 7月13日 (社)全国建設産業団体連合会構造改善対策委員会に斎藤会長出席
 - ” 建設産業振興会議に斎藤会長出席
- 7月14日 埼玉県優良工事表彰式に斎藤会長出席



社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

（平成4年6月2日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 岡村 喜一	〃	〃	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉営業所	所長 長谷川忠欣	〃	〃	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	〃	〃	048(866)1775
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町 1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合 4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 山田 光起	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	〃	〃	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	〃	〃	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	〃	〃	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 柿沼 國治	〃	〃	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謹吾	〃	〃	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 清水 茂三	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銑二	上尾市本町 1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町 2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋 2-402	331	048(644)7417
埼玉県環境安全施設協会	会長 深井 進	浦和市宿 285-2	336	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町 492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 松江 果	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	〃	〃	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町 1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 田貝 博	浦和市別所 3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和 3-17-5	〃	048(882)7993
埼玉県設備設計協会	会長 金子 正喜	浦和市高砂 3-10-4	〃	048(864)1429

建産連ニュース 第53号

平成4年7月15日発行

発行
法人 埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集 広報委員会

〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号

電話 048-866-4301

印刷

東京都北区東田端2-4-4

みづほ企業株式会社

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月